

第二十二回国 参議院社会労働委員会會議録第十二号

昭和三十年六月七日(火曜日)午前十時
五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 加藤 武徳君
竹中 勝男君
山下 義信君

委員

榎原 亨君
高野 一夫君
横山 フク君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
河合 義一君
山本 經勝君
相馬 助治君
有馬 英二君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省薬務局長 高田 正巳君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁己君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君

本日の會議に付した案件
○社会保障制度に関する調査の件
(附添婦制度に関する件)
○参考人の出頭に関する件

○委員長(小林英三君) それでは委員
会を開会いたします。

社会保障制度に関する調査を議題と
いたします。

まず国立療養所附添婦制度に関しま
して、来たる六月九日本委員会に参考
人の出席を求めまして意見を聴取した
いと存じます。参考人の人選、聴
取項目の手續等につきましては委員長
に御一任願いたいと思いますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと
認めます。よって附添婦制度に関する
調査のため参考人の出席を求めること
に決定いたしました。

○委員長(小林英三君) 次に、本件に
関しまして東京府近の療養所を視察す
ることとしたしまして、その時期、視
察箇所その他につきましては、委員長
に御一任願いたいと思いますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(小林英三君) 次に、附添看
護婦制度に関しまして厚生省当局の説
明を聴取することにつきましては、理
事打合せにおきまして九日の委員会当
初に聴取するという事に決定いたし
ておりましたが、時間の関係上本日質
疑の予定事項に入る前に、医務局長か
ら説明を徴しておきたいと思いま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと
認めます。

○政府委員(曾田長宗君) 要点を御説
明申し上げまして、御不審の点はまた
さらに御質問にお答え申し上げます。

今般の国立療養所における雑仕婦の
増員という問題は、これは新たに起つ
た問題ではございませんで、私どもと
いたしましては、国立療養所の職員の
充足と申しますか、充実ははかりたい
というふうに考えて、いろいろの職種
の増員を計画し、また大蔵省当局とも
御相談申し上げて参つたのであります
が、本年はきわめてわずかに、全療養所
を通じて、わずかに百数十名しか予
算定員となっておりませんでした雑仕
婦を、大休患者二十五名に一人とい
う程度で、この予算化をして参りたい
という事を大蔵省と相談をいたしまし
て、賛成を得てお手元にあるような予
算案に盛り込んでいた次第であります
す。もちろんこのことは、職員の定数
が足りないというところから、
所外より臨時に附添婦の人たちが入
つて、患者の世話をしていくというよ
うな状態にあるのであります。これは
御承知のように、大体原則として、
これは、一人の患者に一人の附添婦が
つく、またその附添婦は患者の申請に
よりまして、もちろん療養所として
ましては、それに添付する申請書等は
作成して患者に渡すのでありますけれ
ども、その附添婦に對しましては、病
院としては直接な雇用関係とか、ある
いは指導監督というより、少くとも

形式的な形はできておらないのであり
ます。形はあくまでも患者が附添婦を
雇つてついてもらつておるといふ姿
になっております。従いましてこの患
者が多少安静にしておる、病状がおだ
やかになっておるといふようなことが
ございまして、その間に他の仕事に
回つてもらうというようなことは、こ
れはもちろん話し合いとしては絶対で
きないという意味ではございませ
んけれども、円滑にさうなことは必ずし
もはくとは保障したいといふような
ことがございまして、まあこゝろい
な意味から考えまして、また本来病
院、療養所等の責務と申しますか、責
任から申しまして、ただ患者の狭い意
味の医療だけではなしに看護に當ると
いうことが望ましい姿である。かよう
にいたしまして初めて患者のすみやか
な健康回復ということが期待できると
いふふうに考えられますので、私ども
としては病院の職員を充実して、
そして十分に患者のお世話をするとい
ふような姿にもつて参りたいという基
本的な考え方の一環として、これが出
て参つたわけでありまして。

で、問題は、このように全国平均と
して計算いたします場合には、患者二
十五人に對して一人といふような数に
なつておるわけでありまして、
この人数でこの百八十名の国立療養
所、ここににおける患者の看護に十分
手が届くであらうかどうか、で、この
程度に雑仕婦をふやしまして、さら
に外から附添婦の手伝いを得なければ

ならんであらうかどうかということが
一つの問題でございまして。で、これに
つきまして私どもも考えをいたしまし
ては、いろいろなまあ考え方が成り立つ
わけではございまして、しかしこれは国立
病院、療養所を通じて、私どもも今
持つております基準は、大体一般病床
は四床に一人の看護員、それから結核
病床に對しましては病床六に對して一
人といふもので、大体事が足りるので
はないかといふふうに考えて今日まで
参つておるわけでありまして。しかしな
がらだんだんといふゆる外科療法とい
うようなものがふえて参つたりいたし
ますために、患者の人数が増していか
なればならんといふことになりまして、
それで新たに増加になります雑仕婦の
数といふものを入れますので、そして各
病院に配置計画を立ててみておるわけ
でございまして。で、これにつきま
しては、もちろん外科が普通の患者より
手数がかかるといふようなことは明ら
かでありまして、どの程度に看護婦の、
あるいは附添婦も含めまして、看護員
の人数を必要とするかとい
うことは、これはなかなか的確には定
めがたいのであります。いわゆる外か
ら附添婦が入らずに、いろいろ看護を
病院の手だけでやつておられますよう
なところの実情といふようなものを勘案
いたしまして、国立病院等では御承知
のようにそゝろい姿をとつておるとこ
ろが多いのであります。大体外科の
病床としましては、病床四に對して一
人といふくらい、それからカリエスの

患者、手数のかかりますかよりなものも四人に対して一人、それから小児はそれよりも多少は手が抜けますけれども五人に一人、それから内科につきましては六・八に一人というような計算で、各病院の実情に合せていろいろ配置をいたしてみたいであります。

で、この基準で参りますというところ、大体必要数と考えられます看護員の数、この計算で必要とされますもの、それからこの二千二百七十を加えました今までの看護員の数というものが大体間に合つて参りまして、幾分の余裕を残すというくらいになって参りましたので、そこで問題が起りまして、こういうような状態で、厚生省の方でいろいろ計画をしている案によると、この雑仕婦がふえることはけつこであるけれども、この雑仕婦がふえると、附添婦が全部要らなくなるのじゃないかというところが附添婦の人たちにも伝わりまして、参りますと自分たちの失職問題が起りませんかというような心配がその人たちの間でいろいろと話し合われるというような事情が生じて参りまして、皆さん方のお耳にも入っているかと思うのであります。

かような事情と、それからもう一つは今私どもがまあ大ざっぱにお話し申し上げましたようなことは、決してまだ最後のものではないのであります、一応こういうような計算で配分してみたいかかであらうか、もう少し手帳には手数がかかる、そのかわり一般の内科患者はもう少し手が省けるといふようなことになりますれば、これをまたいろいろ計算し直してみなければいけません、今申し上げましたような基準でいくと、非常に無理がある、特に特殊な施設におきましては、こういうような計算でもって参つた予定配賦数というものは、少くとも今日の職員と看護婦の看護職員と、それから外から入つておられます附添いさんの数というものを比べると、かなり格段の差があるので、これは非常に看護内容の低下をきたすのではないかと心配がある。これは特にまあ患者の方に、あるいは院の職員の間にも不安を生じているというような状況でございます。これに對しまして、私どもはいろいろ大体所長を通じてございまして、いろいろな会議費、旅費等の関係がありまして、二百に近い療養所所長を一堂に会して、私どもが直接いろいろと相談をし合うという機会が持ち得ませんで、いろいろそのブロック、ブロックの所長の話し合いというところをその代表者にもつてきてもらいまして、参りましていろいろこちらでその話し合いを聞くというようなことはございまして、また御承知のように医務局出張所が各ブロックにございまして、ブロックの出張所の職員を回しまして、いろいろ事情を聴取させるというやうなことをいたしたのであります。その際にこの私どもの案に対して非常に不安を抱かれていますというふうに考えられております点を二、三申し上げまして、私どもの考え方をつけ加えてお聞き取り願いたいというふうに考えるのであります。

まず第一は、この今予算案に組んでございます二千二百七十という数でございます。これに對して現在外から附添婦として入っている者が何人いるかというところにつきましては、昨年の七月の調査でたしか三千六百ぐらいと思つております。それからことしの最近の調査によりますと、三千三百幾らというやうな数に縮んできております。それからさき昨年四月ごろはさらに四千ぐらいになっておつたと思つたのであります。もちろんこのうち自費附添いといふものもございしますが、この自費附添いといふものも全部お断りする附添いといふものも全部お断りするかどうかということが一つまた別個の問題であります、自費でつけられたものを今後とも参りまして、いくというところは、必ずしも強くお断りする必要はないではないかという考えをとりましますとすれば、そのうち約四百人が自費附添いでございまして、このやうな人たちは療養所の雑仕婦の定員が取れましても、この自費附添いの人は今まで通り四百人程度が残るのじゃないかというふうに想像いたしますと、今度の数と引き比べられましますのは、おおよそ昨年の七月として三千二百人、最近の調査によりますと三千人というところになるわけでございます。これを二千二百七十というふうにこの新しい雑仕婦の数というものに引き比べますと、その間に二割あるいは三割の減少が起る。こういうやうなところから考えても、人数が昨年の七月をとりますれば、ちやうど三割減ることになるのであります。三割の減少といふもののために看護の内容が落ちるであらうという考え方であります、これにつきましまして私どもは、先ほどもちやうと申し上げましたやうに、看護の態勢を整えていく、あるいはまた、一人の患者につ

ておる附添いさんの、何と申しますか、多少さき得る時間というやうなものを合せて、そのそばにおる他の患者の世話をやいてもらうというやうなことにいたしますと、一つ、合せて数名の看護員が数名の患者を共同的に責任を持って世話をするというやうな姿で参りますと、かなり手が省けるのではないかと、これにつきましましては、それとも患者の病棟区分等から問題が始まつてくると思つたのであります。所によりましては、今日におきましても手に近い患者を收容しておりながら、そしてその中にはきつめて軽症の患者もあり、また外科の手術も非常にたくさんやつておりながら、各病棟に皆きつめて軽症のものから外科患者まで全部こみにしておるといふやうな療養所もございまして、こういうやうなところでは、もちろんこれは一つもそのかわり二十もある病棟といふものが皆同じやうに非常に平等な均質なものになつてくると考えられるのであります。さやうな考え方も一つの行き方でございます、さやうな考え方も、やはり同種類の患者をまとめまして、そして手のかからない患者の入つております病棟では看護婦、附添いといふやうな職員の数はできるだけ減らして参る、参りまして外科患者等の手のかかる患者のまとまつておりますところは、そこに多数の看護員をつけまして、そして場合によれば、もちろんこれは例外はありますが、必ずしも個室に入れたらいい、必ずしも二人あるいは三人を一堂に置いて、そして一人の看護員が見張つていくというやうな姿で、むしろ看護の内容は向上するといふやうなことも考えられますので、私どもと

しましてはまあ三割は無理である、二割五分ならできるといふやうなこまかい問題はあつてもいいかもしれませんが、私どもも十分院の職員としまして仕事になれてもらいますれば、新しいチーム・ワークを作り上げていった場合に、決して看護の内容を落さずにやつていくのではないかと、いふやうに考えておる次第でございます。

それからもう一つの意見として、これも非常に素朴な意見なのでございまして、今まで附添婦の人たちは二十四時間勤務であつた。ところが今度療養所の職員になりますと、八時間が原則になる。若干の超勤といふものを考えるにいたしまして、大体八時間勤務になる。参りますと二十四時間勤務するのには、現在の附添婦の三倍の数が要るのではないかと、意見があるものでございまして、これにつきましまして、現に療養所の職員、所長等から聞きましても、決して現在についておられます外からの附添婦さんがついておる間、二十四時間ぶつ縛けで目を見張つておるといふやうなことは、これはあり得ないことであるとして、いろいろ実際的に、この内容的にも、看護に當つておる時間は幾らであるかといふやうなことは、これはまた調査の仕方でもつていろいろの説をなす人たちがあつております。私どももある療養所でもつて調べました、これは私どもが調べてみたのではないのであります、療養所が自発的に調べました数字等を、若干多少の分を持つておるわけでございますが、見せてもらつたのでございまして、それによりますと、大体八時間、平均いたしまして、やはり実質的な看護時間というのは八時間程度であ

というふうに申しておるのであります。こういうことになりましたれば、私も多量として、この二十四時間はついておきますけれども、実際に患者の看護に当る時間というものは、これは上手にいわゆるチーム・ワークで、実質的にこれだけの時間患者の世話をするというふうな態勢を整えて参りますれば、決して三倍の人数が必要ということにはならないというふうに考えておるわけでありまして。ことに先ほど申し上げましたように、手術後の患者というものは、これは少くとも二十四時間、あるいは場合によりましては、三日間くらいは二十四時間絶えずついておらなければならぬというふうに申しておるわけでありまして。そういうような場合には三交替をつけますと、四日以後あるいは一週間以後になりますれば、これは必ずしも二十四時間つきつきりに見ておる必要はない状態に入ります。そういうようなときには、この夜勤の者をつけますれば、それをもって大休事は足りるということになっておるのであります。

それからもう一つは、なるほど患者に対する看護の時間というものは、八時間という説もあるけれども、これは非常に狭く考えた八時間であつて、かりにそばで眠つておつても、そばにおるといふことそれ自身が患者さんに対しては非常に気休めになる。ある意味での看護になるのだというふうな考え方を主張する人たちもあるわけでありまして、この点につきましては、確かに手術の直後のようなときには、これは患者がほとんど眠つておられます、そばについておらなければならぬ

というふうなことでございますが、しばらくいたしますれば、患者も眠り、静かに休んでゐるというふうなことが多量でありまして、必ずしもそばに絶えずついて寝ていなければならぬというふうなこともないと思ふのであります。またよく手術をした直後には、呼び鈴を押されぬ、人を呼ぶことさえもできぬということ言われるのであります。さういふ時期においては、これは三交替で療養所の職員をつけておかなければならぬ。今日におきまして、国立病院でもさういふ重症な手術にはいたしておるのであります。かようなときには、その必要があれば、徹夜の看護をいたしておるわけでありまして。いかに外科の手術をいたしました結核患者でありまして、大体これも話を聞いて、この前の衆議院の参考人として述べられた意見の中にもあつたように思いますが、その初めの三日間くらいは、一人に一人がつきつきりに見てゐる必要がある。その次の四日から七日くらいは二人の患者を見る。その次の週になれば三人の患者を見る。その次は四人の患者、その次は五人を見るのでしようというふうな意見もあつたのであります。こゝういふような場合に、これは手術の直後といたしますれば、一人に一人の附添さんが必要かもしれませんけれども、ずっと長い三カ月あるいは半年というふうなものをならして参りますと、決して一人に一人増して、一人に三人の雑仕婦を充てなければ、これだけの仕事ができないというふうなものは、ないというふうに私は考えておるわけでありまして。

それからもう一つは、大体先ほど申し上げましたように平均的と申しまゝすか、全体の予算としましては、二十五床に一人の附添婦が組んであるというふうに申し上げたのであります。このことが伝わりましていかなる施設においても二十五床に一人づつしか雑仕婦が増員されないというふうに考えられて、そして非常に自分のところは外科患者が多い、手数がかる、それにもかかわらず二十五人に一人という程度で配賦を受けたのでは、これは何としてもやつていけないというふうな心配が、この特殊の療養所においては起つたと思つておるわけでありまして。この配置につきましては、先ほど申し上げましたように、外科手術の多い施設には多く看護要員の配置をいたし、それから比較的軽症者が多い、軽症者の長期の療養をやつておるというふうなところでは、幾分二十五床に一人というよりも下回る人数で事は足りるはずであるというふうな配置をいたして参りたいというふうに考えておるのであります。これも再々申し上げますように、先ほどちょっと一例として申し上げましたのは、これが一つの試案であつたのであります。この試案によりましたも、大体三分の二の施設は今日の看護要員と、それにたたいま外から手伝いに入つていただいております附添婦の数というものの合計よりも、よけいものが総看護要員として配賦されるというふうな状況になつておるのであります。これはもちろん平均としてはそれよりも上回るところもあり、足りないところも出てくるわけでありまして。結局足りないというものは三分の二……これはまあ大ざっぱで

ありますが、三分の一以下と大ざっぱに見ております。そしてその差が比較的大きい、あるいは十人、二十人以上に及んでいるというふうなところは、これはきわめてわずかの施設というこゝに限定されてゐるような状況でありまして、配分のやり方というものがでるだけ実情に合うようにいたして参りたいというふうに思つて、今の配賦基準等は、さらに施設の意見等を聞いて実情に合うようにいたして参りたいというふうに考えておるわけでありまして。こゝういふようにして参りますれば、特殊な施設、あるいはもつと率直に申しますならば、今までの沿革上比較的的大ぜいの看護要員で患者さんの世話をしておつたというふうなところ、こゝういふようなところが問題となるのであります。全国的に見ますときには、決して必ずしも無理な数字ではないんじやないかというふうに考えておるわけでありまして。

一つには、療養所の所長以下職員もさうでございます。また患者さんもさうだと思つておられますが、こゝういふように療養所の職員だけの手で、いろいろと患者の看護に當る、お世話をするとおつたことに必ずしもなれぬというふうなために、これが果してそういう状態にもつていつて患者さん満足を手え得るだろうかどうだろうかというふうなことを、かなり心配しておると思つておられます。これは私も決して十分とは思いませんし、またかなり欠陥をまだ含んでおられますけれども、私も国立病院等におきまして、原則として所の職員が十分な看護を全面的に引き受けるというふうな態勢に参りまして、患者さんに、もち

ろん一人々々申しますれば御不満もあると思ひますけれども、大体満足の御意見というものは得ておるのであります。私どもとしてはこれが一番進歩であるというふうに考えております。この療養所におきましてさういふ態勢に進んで参りたい。

先ほどからも申し上げましたように、私どもはこの雑仕婦だけの問題で病院の職員の態勢が完全に整うというふうには考えておらぬのであります。て、いろいろ炊事の面、あるいは洗たくの面、あるいは物の面から申しますとも、いろいろな設備をさらに整えていくというふうなことを合せて参りますならば、この所の職員をふやして、所の職員の責任のもとにおいて患者さんの看護をいたすという態勢に進むということが、正しい方法であらうと考へ、今回の措置もそちらに向う一歩であるというふうに考えておるわけでありまして。

最後に、この附添いさんの失業問題でございます。今のような態勢を少くとも整えていく方向に一歩を踏み出すというところがよろしいと思つても、今まで私どもの調査によつても、昨年の七月といたしまして三千二百人、新しい数字でも三千人というふうな方々が必要なくなるというふうなことになる、今のような世情のもとで非常に不安をかますではないかというところに対する考慮でございます。私もまず第一といたしましては、ただいまの二千二百七十人と申します雑仕婦の増員というものは結局看護婦さんの手伝いをしていただく、いわゆる附添いの仕事をやつていただくという方が大部分になりますので、この仕事を今後引き受け

ていただく今までは外から入っていた事をしただけで、今度所の職員として仕事をしたい。こまかいことはまた御質問がございましては申し上げますが、待遇等におきましては、私どもは必ずしも今日外から不安定な姿でこの手伝いに入っていたくより、その所の職員として常勤労働者という姿でありますけれども、一応常時勤務していただくという態勢に入ることが決して不利とは思ってはおらぬのであります。とにかくそのうち本人の御希望があり、またこちらの所といたしまして一緒に仕事をしたい、だいたいというふうな方は、なるべく新しい定員で採用いたして参りたいというところが一つであります。

それからもう一つの問題は、昨年の予算補正によりまして千床の結核病床増がございました。これには人間がつかずに病床だけがふえました。本年度からこの定員をつけていただくということになっております。また、三十三年度の国立結核療養所の増床分が御承知のようにこれも千床でございます。これには本年度から第四・四半期の人員で定員増の予算が組んでございます。これは両方合せますと、大体看護要員としては四百数十人になると思ひます。もちろんこれはこの中には雑仕婦あるいは附添婦と申しますか、看護婦の手伝いをする方及び資格を持った看護婦、こういう方々も全部を含んだものでありますけれども、これはお互いに融通して使ひ得るのが、今までの常でございますので、このうちでぜひ今まで外から入っていたいた附添婦さんに残っていただきたいというふうな方、あるいは御希望があれば採用する

道と申しますか、ふところが開いておるといふことが考えられます。

それからもう一つこれは重大なことで、重大と申しますか、私は相当大切なことと考えております。今日におきましては医療施設、ことに病院のベッドが年々五万数千昨年あたりで増加いたしました。それから結核だけにいたしまして三万のベッドがふえております。そうして私どもが常々懇請を受けておりますのは、看護要員が不足である、ベッドがふえておるにもかかわらず医師及び看護婦の所要人員がなかなか得られないというふうなことで、むしろお叱りを受けておるような状況でございますが、これに對しまして決して私、全体としてみまするならば、いわゆる附添婦という方々も含みまして看護要員に對する需要といふものは広く見ますと、決してそれほど狭まるとは思ひません。むしろ今の病床の増加というふうなものに、むしろ合せては、若干ずつむしろ需要の方が上回っているのじゃないかと。もちろん看護要員の中には減耗もございします。それも補つて参らねばなりません。そういうふうに考えておるときには、今のような、お話しして参りましたような事情で数百人の方が今までの仕事をしておった病院に行く必要がなくなつたといひました。病院あるいは療養所で看護要員を要する需要といふものは必ずしも減つては参らぬ、むしろ逐次増員して絶対数としては若干ふえていくのじゃないかと。たゞし問題は、これは全国的に申したことであります、地区々々

で見ますと、国立療養所の固まつておりましたような地区で、このような措置で所の職員がふえたために外から附添婦が入る必要がなくなつてきた。この国立以外の療養所、ことに新しく増床されたというふうなところがあまりないといふところでは、確かに失職状態といふものに陥られて困る方が出るといふことは必ずしも否定できないと思ひます。これはしかし特殊な地域で、そしてかなり限られた範囲のものになつてくるのじゃないかといふふうなことを考へておられます。こういうところに對しては、先ほどもちよつと申し上げましたが、事情によりましては、少くとも経過的にはしばらくの間先ほど申し上げましたような一つの方式と申しますか、それでもって人員を配付いたしましたよりは、プラス・アルファをつけてしばらく仕事をしていたら、ほかの仕事が見つかるまでは仕事をしつづけているといふような措置も考へられるのではないかと。いふふうに思つております。

それからさらに、中にはこれもきわめてまれな例ではございまいしうけれども、ときどき施設にございします。それが、非常に健康を害しておる、あるいは老齢で事実仕事にはたえないような状態になつておる方もおる、こういうふうな方に對しては、今までの病院へ来て手伝つてもらつておったのであるからといふようなところから、引き続き何かかん仕事をしていただくといふような形になつていくところもあるやうであります。こういうふうな方々に對しましては、かえつて無理をせずにしかるべき養老施設、あるいは

母子福祉施設とか、何か社会福祉施設の方に移つていただく方が、かえつて本人のためによろしいのではないかと。いふような事情もございします。さうな方に對しては、よく関係筋と連絡をとつて措置をして参りたい、そのほか大臣も申しておられたのであります。失業対策といふような点につきましても、いろいろ労働省関係の職業安定所、こゝろいふような方ともよく連絡をとつて、転職の御希望があるといふやうな方に對しては、いろいろできるだけあつせんのお手伝いもするといふやうに努力をするつもりであります。

それから一つは附添婦の方々の数が先ほど申したような数字だと申しましたけれども、その内容、実態を見ますと、これも所によりまして非常に違ふのでありますけれども、きわめて輪郭のはつきりいたさないものであります。ときによりましては非常に数がふえて参る、また患者さんたちが軽快いたしましたすれば、その数はきわめてわずかのものに減るといふやうな場合に、数が非常に動いておるといふやうなことを、それからまたその多くの場合と申しますかにおきましては、相当の附添看護婦、要するに看護婦会のようなところから派遣されて来ている方もございします。従ひまして、一人の附添婦さんが私どもの国立の療養所だけにあられるわけではないのであつて、随時あつちこつちの療養所に。○委員長(小林英三君) ちよつと曾田君、発言中ですが、まだよほどひまがかりですか。○政府委員(曾田長宗君) もうおしまいでございします。

○委員長(小林英三君) 簡潔にして下さい。あとは質問に譲つてもらいたい。

○政府委員(曾田長宗君) そういうふうな幾つもの病院に今日においても移りながら、その看護に當つておられるといふような姿が多いのであります。むしろその方が原則的には本體であります。しかし所によりましては、国立の療養所に引き続いて一人の患者さんに附添いの必要がなくなつたといふときにはしばらく待つておつても、次にまたさうな必要のある患者さんができたときまで待機しておつて、さうな患者が出たときにまたお世話をするといふやうな姿で、現実には住み込んでおるといふやうな方も若干所によつてはあります。それから、そのやうな方々が一番しも全然不要になつたといふときにはお困りになるのではないかと、さうな点も考慮しながら私どもとしましては、あくまでも療養所を預つて参りまして、患者さんにごできるだけ十分なお世話をすると。いふことが主眼点でございますけれども、今のやうな建前の切りかえといふやうなときに當りましては、できるだけ今までの仕事を、今申し上げましたやうにいろいろな形がございしますけれども、この姿が急激に変らないやうに、またそのことから起る支障といふものをできるだけ最小限にとどめていくやうに処理して参りたいといふやうに考へておるわけでありまして。結局私どもとしましては、所の雑仕婦を増員していただくといふことはぜひお願いをいたしたい。そしてその結果はと申しますれば、私どものいただきました職員については、今までお

りました職員も同様でございますけれども、できるだけよく勤務の組織、態勢を整えまして、そうしてお互いに切磋琢磨しつつできるだけのサービスに患者者に対していたす。さような立場から生じて参ります。今までの外からの附添いさんという人たちにつきましては、今後の転機についてできるだけ私どもも協力をいたして参るといふ、また中にはそのまま病院に残つて、今後一部の方は仕事を続けていただくというふうな工合で、この療養所のあるべき姿を一步進めて参りたいというふうに考へてゐる次第でございます。非常にながながと説明していただきまして恐縮でございますが、一応趣旨は、また今までのいろいろと私どもに對して聞かされておりました意見に對して、少し細かいことをお話し申し上げたかもしれませんけれども、御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(小林英三君) ただいまの医務局長の説明に對しまして、御質問はございませんか。

○相馬助治君 今度の問題については、政府自身も完全看護の線に沿つて改良したいという建前から、附添婦を廃止すると言つておるようですし、附添婦の団体並びに附添婦の諸君も、また今度の附添婦の廃止ということが実現されると、完全看護が現在の状況では行われないといつて必死になつて反對してゐるようですが、局長はこの全医労働とか全看護とか、日本患者同盟なんかパンフレットなんかを使つて要求をしてゐるのですが、この附添婦諸君の要求の筋というものをよく御承知でしょうか。

○政府委員(曾田長宗君) 私一応話を聞き、また目も通してあります。

○相馬助治君 その要求のうちで、なるほどこれはもつともだと思ふ点、あるいはこれは非常な誤解だと思ふ点、あるいはまたこの要求に對して当事者であるあなたたちから總括的な見解、こういうふうなものを概略でいいから一つここでお話しやつてみていただけませんか。

○政府委員(曾田長宗君) 実は私さうなつもりで、ただ初めから御説明申し上げるよりは、少し細かく御説明申し上げたと思つておるのでございませうが、むしろどういふ点についてございませうか、御質問を受けましてお答え申し上げますが、いづれ總括的には参考人等も呼ぶこととすし、大臣もいるところでは明瞭に聞きたいと思ふのですが、今の説明を聞いておると、失業者を出さないように労働省と連繫する、こんな説明は何びとも信頼できないので、五体のそろつた、そして相當學歷もあつたりする人間が今日失業者となつてしまつたにあらうて、労働省自身も最初はかなり予算を要求したようですが、むざむざにも大蔵省から削られて労働省自身が悲鳴を上げてゐる。それに附添婦の諸君を首切つたのを労働省と連繫して救ふのだなどと言つても、それは言わないよりは悪質な政府の言葉だと私も考へざるを得ないのです。しかし、さういふ理屈はあるでしょうが、さういふ現実の面からして私も考へざるを得ない。完全看護のために所員といふものを十分増して制度を完備できるというならば、一方的に身分その他が不確定な附添婦を

○山下義信君 議事進行についてお尋ねしたいのですが、これは今日の議事日程にないのです。先ほどお諮りになつたのは、この時間を利用して政府の説明を聞くことではないか、さういふことであつて、これを議題にして質問を答へるといふことは御相談はなかつたわけですか。ですからこれは日程通り政府の説明を聞くにとどめて、予定通りに公報にあらうとするような日程をおやりになつたらどうかと思ふのですが、何か御都合があるのですか。御都合があるならばいいのですが、さういふ都合になつてゐるか、詰つてもならぬことにはわれわれにはわからない。

○委員(小林英三君) 実は今山下委員のおっしゃる通りに、日程に従つてやりたいと思つたのですが、厚生大臣は午前中都合が悪いと、それから午後からはどうだといふので、今たびたび連絡しておりましたところが、午後にも予算委員会のため出られないと、そこで今委員部からわざわざ厚生大臣に会いにやりましたところが、今日は一日閣僚は予算の審議のために釘づけになつてゐるので、午後からも出席不可能だといふことを、直接今斎藤君を大臣の所に見にやり、聞いて來たので、さういふ状況でありますので、あらためて御相談いたしますが、ただいま議事進行についての山下君から御発言がございましたが、いかがいたしましてやりましたか。どうですか。

○委員(小林英三君) 実は今山下委員のおっしゃる通りに、日程に従つてやりたいと思つたのですが、厚生大臣は午前中都合が悪いと、それから午後からはどうだといふので、今たびたび連絡しておりましたところが、午後にも予算委員会のため出られないと、そこで今委員部からわざわざ厚生大臣に会いにやりましたところが、今日は一日閣僚は予算の審議のために釘づけになつてゐるので、午後からも出席不可能だといふことを、直接今斎藤君を大臣の所に見にやり、聞いて來たので、さういふ状況でありますので、あらためて御相談いたしますが、ただいま議事進行についての山下君から御発言がございましたが、いかがいたしましてやりましたか。どうですか。

○相馬助治君 議事進行について。さういふことを委員長知つていて……。

○委員(小林英三君) 今知つたのです。

○相馬助治君 それで質問がないかと言ふから私は質問をしたので、さういふふうな約束になつてゐるならば、これはやはり今後のこともあるから、明確に詰つて、議題に供してやるようにして下さい。さうでなければさういふ質問をした私の立場がばかげてきますから、それは委員長の手落ちです。

○委員(小林英三君) 委員長として、今大臣が來てからさういふ日程に従つてやろうと思つて、きつめて密接に連絡させておつたのですが、さういふことでありましたから今のような状態になつております。

○高野一夫君 議事進行。今の山下委員の議事進行の問題について。この附添婦の問題は明後日参事人を呼ぶことだし、それからこれについていろいろ質問等もあるもので、今日は附添婦の問題はこれで一つ打切つていただきたいと思ふのであります。あと政府に對するほかの質問があれば、その方に移つていただきたいのであります。明後日これはやることになつておりますから。

○竹中勝男君 打切りになるのなら打切つても差しつかえないが、今医務局長から大変長い間説明されて、重要な点でもつと聞きたいが、やはり書類にして出して下さい。

○委員(小林英三君) ちょっと待つて下さい。いかがでしょうか。今山下君、相馬君、高野君から議事進行について御発言がございましたが、これは委員長の手落ちもあつたように思つておりますが、私の考へは厚生大臣を引つぱつてさういふ最初から考へておりましたが、それがさういふことがわかつたもので……。

○山下義信君 私は何も委員長をなじるのじゃないのですが、今日は理事会の申し合せによりまして、日程についての御相談があつておつた。従つて榎原委員が御提案の赤痢予防注射の問題について大臣に質問するのが今日の日程なんです。従つて大臣の出席がなければ、榎原委員は質疑を御継続にならなかつたといふことには、今日の日程には入れない、もし事務局の答弁でいいと仰せになれば、日程通りこの赤痢

の問題を上程してもいいと思ひますが、そういうことで質疑はしないという事になれば、今日の日程には入れない。

それからこの附添婦の問題は、これまた非常に重大に本院としては取扱う事になって、参考人の招致も御決定になっており、そのほかの委員会の日程にきまつてゐるのですから、時間の余裕があるからといって、臨時にお取扱いになるという程度の問題では私はないと思う。やはり、委員はそれぞれ準備をして、心がまえをして出席いたさなければなりませんから、二者いずれも重大問題でありまして、本日の委員会に大臣が出席しないという事は、私は政府当局者の怠慢である、委員会軽視である、かように考えますので、榊原委員の御都合によりましては、本日は御散会を願ひたいと思ひます。

○委員長(小林英三君) 榊原委員にお尋ねいたします。ただいま私、委員長から申し上げた通りでありまして、たびたび今予算委員会にやりまして連絡をしておりまして、先ほど申しした通りに、午後は出られないという事がたゞいまはつきりとしたしておりますから、次回に……。

○榊原君 私は大臣の御出席によって私の質疑をいたしたいと思ひております。ただ、私が遺憾なことは今日、先ほどにおきましては、十一時四十分から大臣がここに出席をして、そうして私の質疑を受けるということを政府委員からの御連絡がありました。そこで私といたしましては、それまで附添婦の問題を政府の御説明があるという

ことでありましたから押承をしていただくのでありますが、そういたしますると、十一時四十分には大臣が見えるというお話は、これは政府のお考えでなしに、何か中間でそういうお話が出て、わいてきておつたのであります。その点をつきりさせていたいただきたいと思ひます。と申しますのは、私も委員も、各委員会その他に、山下委員のおっしゃる通りに非常に多忙をきわめておるのであります。従いまして、きょう大臣が、朝私が参りましたときに、十一時四十分から大臣が出るので、それではというので私は待つていたわけでありまして、従いまして、これらの点につきましては、政府のはつきりした責任がどこにあるかという事を、政府側の御意見を私は承わらなければ、私は承知できない。

○委員長(小林英三君) 委員長の立場だけ申し上げますという、榊原委員にけさほど申し上げました十一時四十分ごろには大臣が出席するという件につきまして、午前十時四十分までにヘレン・ケラーの勲章伝達が終りまして、そうしてこちらに出てくる、こういう連絡がありました。それから、先ほど中間で見にやりましたところが、予算委員室に入つていまして、それで約束が違ふというので、今直接に大臣に会いにやりましたところが、大臣が予算委員室に入つて、そうしてしかも、先ほど私が申し上げましたように、午後各閣僚は予算委員室から出られない、こういう回答がついて先ほどあつたわけでございます。

○榊原君 そうですね、先ほど十一時四十分に出るという話は、大臣の口からでなしに、誰が私どもにそういう御通知になったんですか。

○委員長(小林英三君) 委員部から連絡されました。

○榊原君 それでは委員部のどなたが誰に会つたという事を委員長からお確かめ願ひたいと思ひますが。

○加藤武徳君 前回の委員会も、前々回の委員会も大臣の出席について、きょうと同様な問題が起きてきたことについて、きょうの衆議院の予算委員会でも昨日に引続いて総括質問があるという事は、きょうからはつきりしてゐる。また午前十一時から閣議があるという事もつきりしてゐるわけなんです。そういう状況を考慮に入れての十一時四十分の出席であつたのかどうか。この点も念のためにお聞きしておきたい。

○相馬助治君 前二回とも大臣が出られなかつたのはいろいろやむを得ないと思つてそれを了解して今日に至つたわけでありまして、きょうは衆議院は予算の総括質問で多忙なことはわかつておるけれども、総括質問というものは、御承知のように要求大臣が明示されてゐるはずで、従つて、ある時間を区切つて、三十分なり一時間なり時間ととれないはずは——大臣の考え方はないはずなんです。そこで問題は、その時間をはずしてここにきて、衆議院はこゝろ段階に達しておるからして、ここで落ちついて御答弁がでないで、各委員から重大なる発言があつた場合にも、完全にお聞きすることができないというよりなことがあつた場合には失礼だから、きょうはどうかこの辺でというやうな話が折り入つてもあるならば、いざ知らず、委員長に、おれは今日出ない、委員長はみんな出られないやうだ、ああ、そうかと、いつでもそんなのききなことを言つていたんでは、全然物事は進まないで……。

○委員長(小林英三君) その点は委員長が……

○相馬助治君 ちょっと待つて下さい、発言中です。

それ、これは一体、委員長がいささか厚生大臣になめられてゐるということなんです、現実の問題として。だから、今の加藤さん、榊原さんのことは、しつかり胸にたたんで、はつきり一つさせて下さい。今後一つこういうことのないように、今日のこともはつきりさせて下さい。

○委員長(小林英三君) なおこの問題につきましては、これから散会後委員長みずから大臣に会ひまして善処したいと思ひます。その上で一つ……。

○山下義信君 蛇足を添えるようでありまして、すでに先日労働省関係でこの種のことがあり、また昨日も本会議で、新国会以来委員長も御承知のように、出帯の手違いについて総理大臣が文書によつていわゆる謝罪文を読み上げたという事は前代未聞です。これは議運で非常にやかましく、ことに同僚阿具根君が非常にやかましくこのことがあつたのでありますが、しかし、私は国会の權威のためには、このくらいの措置は適當であらうかと考えておるのでありますが、本日、厚生大臣が出席しないことは、今相馬君の言

た場合には失礼だから、きょうはどうかこの辺でというやうな話が折り入つてもあるならば、いざ知らず、委員長に、おれは今日出ない、委員長はみんな出られないやうだ、ああ、そうかと、いつでもそんなのききなことを言つていたんでは、全然物事は進まないで……。

○委員長(小林英三君) その点は委員長が……

○相馬助治君 ちょっと待つて下さい、発言中です。

それ、これは一体、委員長がいささか厚生大臣になめられてゐるということなんです、現実の問題として。だから、今の加藤さん、榊原さんのことは、しつかり胸にたたんで、はつきり一つさせて下さい。今後一つこういうことのないように、今日のこともはつきりさせて下さい。

○委員長(小林英三君) なおこの問題につきましては、これから散会後委員長みずから大臣に会ひまして善処したいと思ひます。その上で一つ……。

○山下義信君 蛇足を添えるようでありまして、すでに先日労働省関係でこの種のことがあり、また昨日も本会議で、新国会以来委員長も御承知のように、出帯の手違いについて総理大臣が文書によつていわゆる謝罪文を読み上げたという事は前代未聞です。これは議運で非常にやかましく、ことに同僚阿具根君が非常にやかましくこのことがあつたのでありますが、しかし、私は国会の權威のためには、このくらいの措置は適當であらうかと考えておるのでありますが、本日、厚生大臣が出席しないことは、今相馬君の言

われるように、総括質問の間に、自分の答弁の必要のない時間はあるのかい。かぐらひのことは私はわかると思ふ。従つて、大臣が出席をサボタージュすることによつて委員会の議事が遅滞し、その結果がもろもろの法律案に及ぶことは、この委員会によつて責任のないという事は明らかにしておきますから。ことに私は大臣が差しつかえがあるならば、政務次官を派遣して事情の釈明をするのが當然であらうかと私は考へる。(その通り)と呼ぶ者あり) そういうやうな点につきまして、私は手続がまことに疎略であつて、委員会を軽視してゐる感が非常に深いのでありますから、従つて、厚生省所管の諸議案が当委員会においていかなる状況に相なるかという事は、委員会の責任でないという事を明確にしておきたいと思ふ。本日は御散会を願ひたい。

○相馬助治君 今の山下委員の言われることをつけ加えて委員長は厚生大臣に話していただきたい。

○委員長(小林英三君) 諸君のおっしゃることは委員長も同感でありますから、さつそく大臣に会つて要求いたしておきます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法案

一、健康保険法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法案

けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換(第三条・第九条)

第三章 けい肺に關する給付等(第十条・第十三条)

第四章 費用の負担(第十四条・第三十条)

第五章 不服の申立等(第三十一条・第三十七条)

第六章 国の援助等(第三十八条・第四十二条)

第七章 雑則(第四十三条・第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条・第五十四条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、けい肺にかか

つた労働者の病勢の悪化の防止を

図るとともに、けい肺及び外傷性

せき腫障害にかかつた労働者に対

して療養給付、休業給付等を行

い、もつて労働者の生活の安定と

福祉の増進に寄与することを目的とする。

2

この法律においては、けい肺の

症状を次の表の下欄に掲げること

により区分し、その名称は、それ

れぞれ上欄に掲げるところによ

一 けい肺 遊離けい酸じん又は

遊離けい酸を含む粉じんを吸入

することによつて肺に生じた纖

維増殖性変化の疾病及びこれ

と肺結核の合併した疾病をい

う。

二 粉じん作業 別表第一に掲げ

る作業をいう。ただし、けい肺

を生ずるおそれがないと認め

られる政令で定める作業を除

く。

三 けい肺健康診断 直接撮影に

よる胸部全野のエックス線写真

(以下単に「エックス線写真」と

いふ。)による検査、胸部に關す

る臨床検査及び粉じん作業につ

いての職歴の調査によつて行

う。

四 外傷性せき腫障害 落盤、落

石、墜落等によつて生ずる外部

からの圧力によりせき腫が完全

に、又はこれに近い程度に損傷

症 度	症 状
けい肺第一症度	エックス線写真の像が第一型と認められるもの
けい肺第二症度	エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められないもの
けい肺第三症度	一 エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による軽度の心肺機能の障害その他の症状が認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められるもの(活動性の肺結核があると認められるものを除く。)
けい肺第四症度	一 エックス線写真の像が第二型、第三型又は第四型と認められ、かつ、けい肺による高度の心肺機能の障害その他の症状が認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、活動性の肺結核があると認められるもの

3

この法律においては、エックス線写真の像を次の表の下欄に掲げること

により区分し、その名称は、それぞれ上欄に掲げるところによる。

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野に、明りよくな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが部分的にあるもの
第二型	両肺野に、明りよくな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が粗であるもの
第三型	両肺野に、明りよくな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が密であるもの
第四型	第一型、第二型又は第三型のもので融合像又は塊状陰影があるもの

第二章 けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換

(けい肺健康診断)

第三条 使用者は、別表第二に掲

げる作業(けい肺を生ずるおそれ

がないと認められる政令で定める作

業を除く。以下同じ。)に常時従事

させる労働者に対して、その就業

の際、けい肺健康診断を行わな

ければならない。ただし、次の各号

の一に該当する者に対しては、こ

の限りでない。

一 その作業に従事する前一年以

内にけい肺健康診断を受けて第

五条第一項、第六条第三項(第

七条第二項において準用する場

合を含む。)又は第三十一条第二

項の規定によりけい肺第二症度

又はけい肺第三症度のけい肺に

かかつていると決定された者

二 前号以外の者で、その作業に

従事する前三年以内にけい肺健

康診断を受けて第五条第一項、

第六条第三項(第七条第二項に

おいて準用する場合を含む。)又

は第三十一条第二項の規定によ

りけい肺にかかつていないか、

又はけい肺第一症度のけい肺に

かかつていると決定されたもの

三 前二号以外の者で、その作業

に従事する前粉じん作業に従事

した期間が三年以内のもの

使用者は、別表第二に掲げる作

業に常時従事させる労働者に対

して、三年以内ごとに一回、けい肺

健康診断を行わなければならない

い。

使用者は、前項の規定にかかわ

らず、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、第五
条第一項、第六条第三項（第七
条第二項において準用する場合を
含む。）又は第三十一条第二項の規定
によりけい肺第三症度又はけい肺
第三症度のけい肺にかかつてい
と決定された者に対して、一年以
内ごとに一回、けい肺健康診断を
行わなければならない。

4 使用者は、けい肺健康診断にお
いて医師によりけい肺にかかつて
いると診断された労働者のうち、
エックス線写真に融合像又は塊状
陰影が認められない者に対しては
労働省令で定める心肺機能検査
（以下「機能検査」という。）を、エ
ックス線写真に融合像又は塊状陰
影が認められる者に対しては労働
省令で定める結核精密検査（以下
「結核検査」という。）を、結核検査
により活動性の肺結核にかかつて
いないと診断された者に対しては
機能検査を、遅滞なく、行わな
ければならない。

5 前四項の規定によるけい肺健康
診断、機能検査又は結核検査の対
象労働者は、正当な理由がある場
合を除き、それぞれ使用者が行う
けい肺健康診断、機能検査又は結
核検査を受けなければならない。
ただし、使用者が指定した医師の
けい肺健康診断、機能検査又は結
核検査を受けることを希望しない
場合において、他の医師のけい肺
健康診断、機能検査又は結核検査
を受けて、それぞれエックス線写
真及びけい肺健康診断の結果を証
明する書面、機能検査の結果を証

明する書面又は結核検査の結果を
証明する書面を使用者に提出した
ときは、この限りでない。

6 使用者は、けい肺健康診断、機
能検査又は結核検査を行った場合
においては、その限度において、
労働基準法（昭和二十二年法律第
四十九号）第五十二条第一項の規
定による健康診断を行わなくても
よい。

（エックス線写真等の提出義務）

第四条 使用者が前条第一項から第
四項までの規定によりけい肺健康
診断、機能検査又は結核検査を行
つたとき、及び労働者が同条第五
項ただし書の規定により提出すべ
きエックス線写真又は書面を使用
者に提出したときは、使用者は、
医師によりけい肺にかかつてい
ると診断された者について、遅滞な
く、それぞれ次の各号に掲げる物
を当該事業場の所在地を管轄する
都道府県労働基準局長に提出しな
ければならない。

一 けい肺健康診断については、
エックス線写真、粉じん作業に
ついての職歴を証明する書面及び
けい肺健康診断の結果を証明
する書面

二 機能検査については、その結
果を証明する書面

三 結核検査については、その結
果を証明する書面

（症状等の決定）
第五条 都道府県労働基準局長は、
前条の規定によりエックス線写真
又は書面の提出を受けたときは、
これを基礎として、地方けい肺診
査医の診断又は審査により、当該

労働者がけい肺にかかつているか
どうか、及びけい肺にかかつてい
る者については第二条第二項の症
状の区分に従つてその症状を決定
し、その旨を当該使用者に通知す
るものとする。

2 都道府県労働基準局長は、前項の
通知をしたときは、遅滞なく、前条
の規定により提出されたエックス
線写真又は書面を使用者に返還す
るものとする。

3 使用者は、第一項の通知を受け
たときは、遅滞なく、その内容を
当該労働者に通知するとともに、
けい肺の症状がけい肺第四症度に
該当すると決定された者について
は療養を要する旨を通知しなけれ
ばならない。

第六条 粉じん作業に従事する労働
者又は従事していた労働者若しくは
労働者であつた者は、けい肺健
康診断、機能検査又は結核検査を
受け、医師によりけい肺にかかつて
いると診断されたときは、随時
に、都道府県労働基準局長に第二
条第二項の症状の区分に従つてけ
い肺の症状の決定をすべきことを
申請することができる。

2 前項の規定による申請をしよう
とする者は、申請書に、エックス
線写真、粉じん作業についての職
歴を証明する書面、けい肺健康診
断の結果を証明する書面及び次の
各号に掲げる書面を添えて、都道
府県労働基準局長に提出しなけれ
ばならない。
一 医師によりエックス線写真に
融合像又は塊状陰影がないと認

められた者については、機能検
査の結果を証明する書面

二 医師によりエックス線写真に
融合像又は塊状陰影があると認
められた者については、結核検
査の結果を証明する書面

三 医師によりエックス線写真に
融合像又は塊状陰影があると認
められた者で、結核検査により
活動性の肺結核にかかつていな
いと診断されたものについて
は、機能検査の結果を証明する
書面

3 都道府県労働基準局長は、第一
項の規定による申請を受けたとき
は、前項の規定により提出された
エックス線写真及び書面を基礎と
して、地方けい肺診査医の診断又
は審査により申請者がけい肺にか
かつているかどうか、及びけい肺
にかかつている者については第二
条第二項の症状の区分に従つてけ
い肺の症状を決定し、その旨を申
請者及び当該使用者に通知するも
のとする。

4 都道府県労働基準局長は、前項
の通知をしたときは、遅滞なく、
第二項の規定により申請書に添え
て提出されたエックス線写真及び
書面を申請者に返還するものとす
る。

第七条 粉じん作業に従事する労働
者がけい肺健康診断、機能検査又
は結核検査を受け、医師によりけ
い肺にかかつていると診断された
ときは、使用者は、当該労働者に
ついて、随時に、都道府県労働基
準局長に第二条第二項の症状の区
分に従つてけい肺の症状の決定を

すべきことを申請することができ
る。

2 前条第二項から第四項までの規
定は、前項の場合に準用する。こ
の場合において、前条第三項中
「当該使用者」とあるのは「当該労
働者」と読み替えるものとする。

（作業の転換）

第八条 都道府県労働基準局長は、
第五条第一項、第六条第三項（前
条第二項において準用する場合を
含む。）又は第三十一条第二項の規
定による症状の決定を受けた労働
者で次の各号の一に該当するもの
が現に粉じん作業に従事している
ときは、使用者に対して、その者
を粉じん作業以外の作業につかせ
ることを勧告することができる。

一 けい肺第三症度のけい肺にか
かつていると決定された者
二 けい肺第二症度のけい肺にか
かつていると決定された者で、
粉じん作業に従事した期間が五
年以内であり、かつ、エックス
線写真の像が第二型に該当する
もの

三 けい肺第二症度のけい肺にか
かつていると決定された者で、
粉じん作業に従事した期間が十
年以内であり、かつ、エックス
線写真の像が第三型に該当する
もの

2 使用者は、前項の勧告を受けた
ときは、当該労働者を粉じん作業
以外の作業につかせるように努め
なければならない。
3 使用者は、第一項の勧告を受け
て、当該労働者を粉じん作業に従
事させなくなつたときは、遅滞な

く、その旨を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(職業紹介等)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機関は、前条第一項の勧告に係る労働者が作業の転換に関する使用者の努力にもかかわらず、当該事業において粉じん作業以外の作業にすることができないときは、当該労働者に対して職業紹介、職業補導等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 けい肺に関する給付等

(振換給付)

第十條 政府は、第八條第一項の勧告に係る労働者が粉じん作業に従事しなくなつたときは、その者に対して、振換給付として労働基準法第十二條に規定する平均賃金の三十日分に相当する額を支給する。

2 前項の振換給付の支給の回数、当該労働者につき一回に限る。

(療養給付)

第十一條 政府は、けい肺にかつた労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二條第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けたときは、その者に対して、その後二年間、療養給付として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法第七十五條第二項の規定による療養の範囲による。

(休業給付)

第十二條 労働者又は労働者であつた者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、政府は、その者に対して、その療養の期間につき休業給付を行う。

2 前項の休業給付の額は、労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一條の規定による打切補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けた直前において受けるべき休業補償の額に相当する額とする。

3 労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の休業給付の額について準用する。

(外傷性せき髄障害についての準用)

第十三條 前二條の規定は、業務上、外傷性せき髄障害にかつた労働者又は労働者であつた者について準用する。

第四章 費用の負担

(国庫の負担)

第十四條 国庫は、第十條から前条までの規定により政府が行う給付に關して必要な費用の三分の一を負担する。

(負担金の徴収)

第十五條 政府は、第十條から第十三條までの規定により政府が行う給付に關して必要な費用に充てるため、粉じん作業に労働者を従事

させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

(徴収の請負によつて行われる事業の事業主)

第十六條 事業が徴収の請負によつて行われる場合においては、この章の規定の適用については、元請負人を事業主とする。

2 元請負人が下請負人との間の書面による契約で下請負人に前条の負担金の納付を引き受けさせることとした場合において、元請負人の申請により、政府がこれを承認したときは、前項の規定にかかわらず、その下請負人をその請負に係る事業の事業主とする。

(けい肺についての給付に係る負担金の額)

第十七條 けい肺についての給付に關して第十五條の規定により事業主から徴収する負担金の額は、その事業の賃金総額に次条の規定により定めるけい肺負担金を乗じて得た額とする。

2 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業であつて次条の規定によるけい肺負担金が政令で定める率以下のものの事業主からけい肺についての給付に關して徴収する負担金の額は、前項の規定にかかわらず、政府が、その事業によりけい肺にかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十二條までの規定により行つた給付に關する費用の三分の二に相当する額とする。

(けい肺負担率)

第十八條 けい肺負担率は、粉じん作業に労働者を従事させる事業について、その種類の事業の過去五年間のけい肺の発生率を基礎として、その事業に關し政府が第十條から第十二條までの規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相当する額をまかなうよう、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

ん作業に労働者を従事させる事業について、その種類の事業の過去五年間のけい肺の発生率を基礎として、その事業に關し政府が第十條から第十二條までの規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相当する額をまかなうよう、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

(外傷性せき髄障害についての給付に係る負担金の額)

第十九條 外傷性せき髄障害についての給付に關して第十五條の規定により事業主から徴収する負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立している事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき髄障害負担金を乗じて得た額

二 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業については、政府が、その事業により外傷性せき髄障害にかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十三條の規定により行つた給付に關する費用の三分の二に相当する額

2 前項第一号の外傷性せき髄障害負担金は、過去五年間の外傷性せき髄障害の発生率を基礎として、その種類の事業に關し政府が第十三條の規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相当する額をまかなうよう、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

(賃金総額)

第二十條 この章に規定する賃金総額は、賃金、給料、手当、賞与その他のいかなる名称によるかを問わず、労働の対償として事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払うすべてのものの総額とする。

(概算負担金の報告及び納付)

第二十一條 第十七條第一項に規定する額につき負担金を徴収される事業又は第十九條第一項第一号に規定する額につき負担金を徴収される事業(以下「負担金率適用事業」と総称する。)の事業主(次項の「有期事業の事業主を除く。’)は、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(以下「徴収年度」という。)の賃金総額(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日からその徴収年度の末日までの賃金総額)の見込額にけい肺負担率又は外傷性せき髄障害負担率を乗じて得た概算負担金の額、その他労働省令で定める事項を、その徴収年度の初日から十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日から五日以内)に都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその徴収年度の初日から四十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日から三十五日以内)に、政府に納付しなければならない。

2 負担金率適用事業であつて事業

の期間が予定されるもの(以下「有期事業」といふ)の事業主は、その事業の全期間の賃金総額の見込額にけい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た概算負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業を開始する日前十日まで都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその事業を開始した日から二十日以内に、政府に納付しなければならぬ。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めるときは、その調査により概算負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

4 前項の通知を受けた事業主は、都道府県労働基準局長の算定した額又はその額と納付した概算負担金の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

(確定負担金の報告)

第二十二條 負担金率適用事業の事業主(有期事業の事業主を除く)は、徴収年度の初日から末日までの賃金総額(その事業が負担金率適用事業に該当しなかつたものについては、その徴収年度の初日からその事業が負担金率適用事業に該当しなかつた日の前日までの賃金総額)にけい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、次の徴収年度の初日(その事業が負担金率適用事業に該当しなかつたものについては、該当日を以てする)から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

2 有期事業の事業主は、その事業の全期間の賃金総額にけい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額その他労働省令で定める事項を、その事業が終了し、又は廃止された日から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めるときは、その調査により確定負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

(概算負担金と確定負担金の差額の充当、還付又は納付)

第二十三條 負担金率適用事業の事業主が第二十一條の規定により納付した概算負担金の額が、前条第一項又は第二項の規定による確定負担金の額(同条第三項の規定により都道府県労働基準局長が確定負担金の額を算定した場合)に、その算定した額をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の徴収年度の概算負担金若しくは未納の負担金に充当し、又は還付する。

2 負担金率適用事業の事業主は、前条第一項又は第二項の規定により報告をした場合においては、納付した概算負担金の額がこれらの規定による確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した概算負担金がないときはこれらの規定による確定負担金を、次の徴収年度の初日から三十日以内に、政府に納付しなければならない。

3 負担金率適用事業の事業主は、前条第三項の規定による通知を受けた場合においては、納付した負担金の額が都道府県労働基準局長が算定した確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した負担金がないときは都道府県労働基準局長が算定した確定負担金を、その通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

(延納)

第二十四條 政府は、労働省令で定めるところにより、負担金率適用事業の事業主が第二十一條第一項、第二項又は第四項の規定により納付すべき概算負担金を、その申請に基づき、延納させることができる。

(追徴金)

第二十五條 政府は、事業主が第二十三條第三項の規定により確定負担金又はその不足額を納付しなればならない場合においては、その納付すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。ただし、事業主が、天災その他やむを得ない事由により、同項の規定による確定負担金又はその不足額の納付をしなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 政府は、前項の追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(負担金率適用事業以外の事業についての負担金の徴収)

第二十六條 第十七條第二項又は第十九條第一項第二号に規定する事業の事業主から徴収する負担金は、政府が、その事業によりけい肺又は外傷性せき腫障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十三條までの規定による給付を行つた場合に、そのつど、徴収する。

2 政府は、前項の負担金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき負担金の額を通知しなければならない。

3 前項の期限は、同項の通知を発する日から起算して三十日以上経過した日でなければならぬ。

4 第一項の事業主は、労働省令で定めるところにより、同項の負担金を分割して納付することができる。

2 前項の規定による督促をするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに、負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第二十八條 政府は、事業主が負担金の納付を怠つた場合において、前条第一項の規定による督促をしたときは、その金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から負担金の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、負担金の額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

2 前項の場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、前二項の負担金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てらる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合に、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が十円未満であるとき。

四 負担金について滞納処分の実行を停止し、又は猶予したとき。

五 負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(先取特権の順位)
第二十九条 負担金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先立つものとする。

(書類の送達)
第三十条 負担金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

第五章 不服の申立て等
(症状等の決定についての不服の申立)
第三十一条 第五條第一項又は第六條第三項(第七條第二項において

準用する場合を含む)の規定による都道府県労働基準局長の決定に不服のある者は、エックス線写真及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、労働大臣に不服の申立をすることができ

2 労働大臣は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立の日から六十日以内に、中央けい肺診療医の診断又は審査により、裁決をしなければならない。

3 労働大臣は、第一項の不服の申立が理由があると認めるときは、前項の裁決において、不服の申立に係る都道府県労働基準局長の処分を取り消し、不服の申立に係る労働者又は労働者であつた者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二條第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状を決定しなければならない。

4 労働大臣は、第二項の裁決をしたときは、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、不服の申立をした者に通知しなければならない。

(給付に関する審査の請求)
第三十二条 給付に関する決定に不服がある者は、労働者災害補償保険法第三十五条の保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者は、裁判所に訴を提起することができる。

2 前項の審査の請求は、時効の中

断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(保険審査官の権限)
第三十三条 保険審査官は、前条の審査のため必要があると認めるときは、使用者、労働者若しくは労働者であつた者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じて質問し、又は労働者若しくは労働者であつた者に対してその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ

(都道府県労働基準局長が算定した負担金の額に関する審査の請求)
第三十四条 事業主は、第二十一条第三項又は第二十二條第三項の規定により都道府県労働基準局長が算定した負担金の額について不服があるときは、都道府県労働基準局長に審査の請求をすることができ

(訴訟)
第三十五条 前条の規定による審査の決定又は負担金その他この法律の規定による徴収金の徴収に關する処分について不服がある者は、労働大臣に訴願をすることができ

(申立の期間)
第三十六条 第三十一条第一項の不服の申立、第三十二条の審査の請求若しくは訴の提起、第三十四条の審査の請求又は前条の訴願は、処分

の通知を受けた日から六十日以内にしなければならない。この場合において、不服の申立及び審査の請求については、訴願法(明治

二十三年法律第五号)第八條第三項の規定を準用する。

(政令への委任)
第三十七条 この章に定めるもののほか、第三十一条第一項の不服の申立若しくは第三十二条若しくは第三十四条の審査の請求又はこれらに係る処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 国の援助等
(国の援助)
第三十八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行方けい肺健康診断等について援助を行うように努めるとともに、けい肺にかかつて労働者のために適当な就労のための施設を設けること等によつて労働者の生活の安定を図るよう努めなければならない。

(公課の禁止)
第三十九条 租税その他の公課は、第十條から第十三條までの規定により給付を受けた金品を標準として課することができない。

(差押の禁止等)
第四十条 第十條から第十三條までの規定により給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(印紙税の非課税)
第四十一条 第十條から第十三條までの規定による給付に關する書類には、印紙税を課さない。

(時効)
第四十二条 第十條から第十三條までの規定による給付を受ける権利及び負担金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利

は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

第七章 雑則
(けい肺審査会)
第四十三条 労働省に、けい肺審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、労働大臣の諮問に應じて、けい肺に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關して必要な事項を關係行政機關に建議する。

第四十四条 審査会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者、学識経験のある者及び關係行政機關の職員のうちから、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 審査会に会長を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

6 会長は、審査会の会務を総理する。

第四十五条 この法律に規定するもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(けい肺診療医)
第四十六条 この法律の規定によるけい肺の診断又は審査及びこれらに關する事務を行わせるために、労働省に中央けい肺診療医を、都

道府県労働基準局に地方けい肺診
査医を置く。

2 中央けい肺診査医及び地方けい
肺診査医は、けい肺の診断に関し
知識又は経験を有する医師のうち
から、労働大臣が任命する。

3 けい肺診査医は、非常勤とする
ことができる。

(けい肺診査医の権限)

第四十七条 中央けい肺診査医又は
地方けい肺診査医は、この法律の
規定により、けい肺にかつた労働
者又はけい肺にかつてゐる疑
のある労働者に対して行ふ診断又
は審査のため必要があるときは、
当該労働者がいる事業場に立ち入
り、労働者その他の関係者に質問
し、資料の提出を求め、又は診療
録その他の書類を検査することが
できる。

2 前項の場合において、けい肺診
査医は、その身分を示す証票を携
帶し、かつ、関係者の請求があつ
たときは、これを提示しなければ
ならない。

(労働基準監督官の権限)

第四十八条 労働基準監督官は、第
二章の規定の施行のため必要な限
度において、使用者に対し報告若
しくは帳簿書類の提出を求め、又
は事業場及びその附属建築物に立
ち入り、関係者に質問し、若しく
は遊離けい酸を含み、若しくは含
む疑のある粉じんの測定若しくは
検査を行うことができる。

2 前項の場合において、労働基準
監督官は、その身分を示す証票を
携帯し、かつ、関係者の請求があ

つたときは、これを提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

第四十九条 労働基準監督官は、第
三条第一項から第四項まで、第四
条及び第五条第三項の規定に違反
する罪について、刑事訴訟法(昭
和二十三年法律第三十一号)の
規定による司法警察員としての職
務を行ふ。

(労働大臣又は都道府県労働基準
局長の権限)

第五十条 労働大臣又は都道府県労
働基準局長は、この法律の規定に
よる給付及び負担金その他の徴取
金に関する処分並びにこれらに関
する審査に関し、必要があると認
めるときは、これらに係る事業の
事業主に報告をさせ、又は当該職
員に、その事業の事業場に立ち入
り、関係者に質問させ、及び帳簿
書類を検査させることができる。

2 第四十八条第二項及び第三項の
規定は、前項の規定によつて質問
及び検査を行ふ職員について準用
する。

(国家公務員についての適用除外)
第五十一条 国家公務員について
は、この法律の規定は、適用しな
い。

第八章 罰則

第五十二条 第二十一条第一項若し
くは第二項又は第二十二條第一項
若しくは第二項の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした者
は、六箇月以下の懲役又は五万円
以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当す
る者は、五千円以下の罰金に処す
る。

一 第三条第一項から第四項ま
で、第四条又は第五条第三項の
規定に違反した者

二 第四十七条第一項の規定によ
る質問に対して虚偽の陳述をし、
資料の提出をせず、若しくは
虚偽の資料を提出し、又は検査
を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者

三 第四十八条第一項の規定によ
る報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、帳簿書類の提出をせ
ず、若しくは虚偽の記載をした
帳簿書類を提出し、質問に対し
て虚偽の陳述をし、又は測定若
しくは検査を拒み、妨げ、若し
くは忌避した者

四 第五十条第一項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報
告をし、質問に対して虚偽の陳
述をし、又は検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避した者

第五十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に関して、前二条の違反行為
をしたときは、行為者を罰するほ
か、その法人又は人にに対し各本条
の罰金を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十年九月一
日から施行する。

2 この法律の施行後、使用者が第

三条第二項又は第四項の規定によ
り行ふべき最初のけい肺健康診
断、機能検査又は結核検査は、こ
れらの規定にかかわらず、都道府
県労働基準局長が行ふものとし
る。

3 都道府県労働基準局長は、前項
の規定により行つたけい肺健康診
断、機能検査又は結核検査に基き
当該労働者がけい肺にかつてい
るかどうか、及びけい肺にかつ
てゐる者については第二条第二項
の症状の区分に従つてその症状を
決定し、その旨を当該使用者に通
知するものとする。

4 第五条第三項の規定は、使用者
が前項の通知を受けた場合に準用
する。

5 第三十一条、第三十六条及び第
三十七条の規定は、附則第三項の
決定についての不服の申立に関し
て準用する。

6 第三条第六項の規定は、附則第
二項の規定により都道府県労働基
準局長がけい肺健康診断、機能検
査又は結核検査を行つた場合に準
用する。

7 国庫は、附則第二項の規定によ
り都道府県労働基準局長が行うけ
い肺健康診断、機能検査又は結核
検査に関して必要な費用の三分の
一を負担する。

8 政府は、附則第二項の規定によ
り都道府県労働基準局長が行うけ
い肺健康診断、機能検査又は結核
検査に必要なる費用に充てる
ため、けい肺健康診断、機能検査
又は結核検査を行つた場合に、そ

の事業の事業主から、そのつど、
負担金を徴収する。

9 前項の負担金の額は、労働省令
で労働者一人当たりにつき定める額
にその事業においてけい肺健康診
断、機能検査又は結核検査を行つ
た労働者の数を乗じて得た額とす
る。

10 前項の労働省令で定める額は、
都道府県労働基準局長が行うけい
肺健康診断、機能検査又は結核検
査に関する費用の三分の二に相当
する額をまかなうように定めなけ
ればならない。

11 政府は、附則第八項の負担金を
徴収する場合には、その負担金の
額を定めて、三十日以内にこれを
納付すべきことを当該事業主に通
知しなければならない。

(けい肺健康診断の暫定措置)

12 使用者は、政令で定める日まで
は、第三条第一項から第四項まで
の規定によりけい肺健康診断、機
能検査若しくは結核検査を行つた
とき、又は同条第五項ただし書の
規定によりエックス線写真及び書
面の提出を受けたときは、遅滞な
く、医師によりけい肺にかつて
いないと診断された労働者につい
ての第四条第一号に掲げるエック
ス線写真及び書面を、当該事業場
の所在地を管轄する都道府県労働
基準局長に提出しなければならない。
い。

13 都道府県労働基準局長は、前項
の規定によりエックス線写真及び
書面が提出されたときは、これを
基礎として、地方けい肺診査医の
診断又は審査により、当該労働者

がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者については第二条第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

14 第五条第二項の規定は、都道府県労働基準局長が前項の通知をした場合に、同条第三項の規定は、使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

15 第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定は、附則第十三条の決定についての不服の申立に關して準用する。

(負担金率の暫定措置)

16 この法律の施行後五年間は、けい肺負担金率は、第十八条の規定にかかわらず、けい肺審議会にはかつて、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働大臣が定める。

(負担金納付の経過措置)

17 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないもののうち政令で定める率以下のけい肺負担金率又は外傷性せき随障害負担金率によつて負担金が徴収される事業を営む事業主については、昭和三十一年三月三十一日までは、第二十一条第一項の規定は、適用しない。

18 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないものの(前項に規定する事業を除く)を営む事業主についての第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「五日以内」とあるのは「十五日以内」と、「三十五日以内」とあるのは「四十五日以内」とする。

定されないもの(前項に規定する事業を除く)を営む事業主についての第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「五日以内」とあるのは「十五日以内」と、「三十五日以内」とあるのは「四十五日以内」とする。

19 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもののうち昭和三十一年三月三十一日までに事業の終了が予定される事業を営む事業主については、その日までは、第二十一条第二項の規定は、適用しない。

20 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもの(前項に規定する事業を除く)を営む事業主についての第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「開始する日前十日までに」とあるのは「この法律の施行の日から十五日以内に」と、「その事業を開始した日から二十日以内に」とあるのは「この法律の施行の日から四十五日以内に」とする。

21 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「又は船員法」を、「けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第 号)第十一条から第十三条までの規定(国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く)又は船員法に改める。

肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第 号)第十一条から第十三条までの規定(国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く)又は船員法に改める。

22 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十二号の次に次の三号を加える。

三十二の二 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第 号)に基いて、けい肺に關する症状等の決定及び作業の転換の勧告をすること。

三十二の三 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法に基いて、けい肺及び外傷性せき随障害に關する給付をすること。

三十二の四 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法に基いて、前号の給付に關し負担金を徴収すること。

第八号第六号の次に次の二号を加える。

六の二 けい肺に關する症状等の決定に關すること。

六の三 けい肺及び外傷性せき随障害に關する給付に關すること。

第八号第十一号中「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第百六十号)」を、「及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第百六十号)及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和二十二年法律第百六十号)」に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺対策審議会」を「けい肺審議会」に改める。

第十五条第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)」を、「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む)」に改める。

第十六条第一項の表の目的の欄中「労働者災害補償保険の保険給付」の下に「及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法の規定による給付」を加える。

第十七条第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)」を、「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む)」に改める。

第二十五条法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七号第二号中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十六條の規定」を、「失業保

險法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十六條及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法第二十八條第一項本文」に改める。

24 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第 号)の規定により給付として支給を受ける金品

第六百七十二條中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

九 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法の規定により給付として支給を受ける金品

25 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條に次の一項を加える。

2 この法律に定める療養補償及び休業補償の実施については、けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第 号)による療養給付及び休業給付の実施との關係におけるつり合を失われないように十分考慮しなければならない。

別表第一

- 一 坑内における作業
- 二 土石又は鉄物を掘きく場所における作業
- 三 土石又は鉄物を破砕し、さい断し、又はふるいわけける場所における作業
- 四 岩石をのみ仕上げし、たたき仕上げし、動力により研まし、その他岩石を加工する場所における作業
- 五 粉状の土石若しくは鉄物又はこれらを含む物を混合し、投げ入れ、袋詰し、積み込み、積みおろしする等の行為をする場所における作業
- 六 鉄物をはい焼し、又は焼結する場所における作業
- 七 陶磁器、耐火レンガ（クローム質、苦土質、炭素質等の特殊質のレンガを除く。以下同じ）、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト等を製造する工程において、成形し、乾燥し、かま詰し、かま出しし、又は仕上げする場所における作業
- 八 砂型を用いて鋳物を製造し、又は動力により鋳物を研ます場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 金属又は非金属を製錬する工程において、溶鉱炉、転炉その他の溶解炉によつて溶解する場所における作業
- 十一 耐火レンガを用いる炉の中に入つて、耐火レンガを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十二 金属又は非金属を精錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉄さいをかきおとす作業
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

健康保険法の一部を改正する法律案
健康保険法の一部を改正する法律
健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依り生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。
前項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトスル
一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主

標準報酬月額額	報酬月額額	
	第一級	第二級
第一級	4,000円	1,000円
第二級	5,000円	1,200円
第三級	6,000円	1,400円
第四級	7,000円	1,600円
第五級	8,000円	1,800円
第六級	9,000円	2,000円

トシテ其ノ被保険者ニ依り生計ヲ維持スルモノ
二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ
第三条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依り標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に改める。

等級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	第十七級	第十八級
報酬月額額	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円	3,600円	3,800円	4,000円	4,200円	4,400円

別表第二

- 一 坑内の、土石又は鉄物を掘きくし、破砕し、又はふるいわけける場所における作業
- 二 坑内において土石又は鉄物を積み込み、又は運搬する作業
- 三 坑外の、岩石を掘きくし、又は動力により破砕する場所における作業
- 四 岩石をさい断し、のみ仕上げし、たたき仕上げし、又は動力により研ます場所における作業
- 五 ガラスを製造する工程において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業
- 六 陶磁器、耐火レンガ、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト又はクレイ製品を製造する工程において、原料を混合し、ふるいわけ、乾燥し、かま詰し、又はかま出しする場所における作業
- 七 粉状のけいそう土製品又はクレイ製品を袋詰し、積み込み、又は積みおろしする場所における作業
- 八 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂をふるいわけ、砂型をこわし、砂落としし、又ははつりをする場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 耐火レンガを用いる炉の中に入つて、耐火レンガを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十一 金属又は非金属を精錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉄さいをかきおとす作業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

第一九級	三六、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第二〇級	三九、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第二一級	四二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第二二級	四五、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第二三級	四八、〇〇〇円	一、〇〇〇円

第九条及び第九条ノ二を次のよう
に改める。

第九条 厚生大臣又は八都道府県知事
ハ被保険者ノ異動、報酬及保険給
付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認
ムルトキハ事業主、被保険者又ハ
被保険者タリシ者其ノ他ノ関係者
ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出ヲ
命ジ又ハ当該職員ラシテ之等ノ者
ニ対シ質問ヲ為サシメ若ハ事業所
若ハ被保険者、被保険者タリシ者
被扶養者若ハ被扶養者タリシ者ノ
居住ノ場所ニ立入り帳簿書類其ノ
他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコト
ヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ
為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ
身分ヲ示ス証票ヲ携帯シ関係者ノ
請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ
第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜
査ノ為認メラレタルモノト解スル
コトヲ得ズ

第九条ノ二 厚生大臣又は八都道府県
知事ハ保険給付ニ関シ必要アリト
認ムルトキハ医師、歯科医師、藥
劑師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之
ヲ使用スル者ニ対シ文書其ノ他ノ
物件ノ提出ヲ命ジ又ハ当該職員ヲ
シテ関係者ニ対シ質問ヲ為サシメ
若ハ診療施設其ノ他ノ施設ニ立入
リ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件

第五十九条ノ五第一項中「被保険
者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶
者」に改める。
第六十七条中「被保険者又ハ被保
險者タリシ者」を「被扶養者又ハ被保
險者」に改め、同条に次の一項を加
える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受ク
ベキ者ガ当該第三者ヨリ同一ノ事
由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ
被保険者ハ其ノ額額ノ限度ニ於テ保
險給付ヲ為スノ責ヲ免ル
第六十七条の次に次の一條を加え
る。

第六十七条ノ二 詐欺其ノ他不正ノ
行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者
アルトキハ被保険者ハ其ノ者ヨリ其
ノ保險給付ニ要シタル費用ノ全部
又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ
報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医ガ
虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保險
給付ガ為サレタルモノナルトキハ
被保険者ハ其ノ事業主又ハ保険医ニ
對シ保險給付ヲ受ケタル者ニ連帶
シテ同項ノ徴収金ヲ納付スベキコ
トヲ命ズルコトヲ得

第八十七條第一項、第八十八條第
二項及び第八十八條ノ二第二号中
「官吏吏員」を「職員」に改める。
第九十条中「第四十二條ノ二」を
「第四十二條ノ三」に改める。
第九十一条中「第八十八條ノ三」を
「第八十八條ノ二」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十年七月一
日から施行する。

(被扶養者に関する経過措置)
2 第一条第二項の規定の改正によ
り被扶養者でなくなる者であつて
次の各号の一に該当するものの被
扶養者としての資格については、
その者が引き続き当該被保険者又
は被保険者であつた者同一の世
帯に属し、もつぱらその者により
生計を維持している間に限り、同
条同項の改正規定にかかわらず、
なお従前の例による。ただし、第
一号に該当する者にあつては、当
該傷病手当金及びその傷病手当金
の支給事由たる疾病又は負傷によ
り発した疾病による傷病手当金以
外の保險給付、第二号に該当する
者にあつては、当該疾病又は負傷
及びこれにより発した疾病につい
ての家族療養費以外の保險給付に
ついては、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病
手当金の支給を受け、かつ、病
院又は診療所に収容されている
被保険者又は被扶養者であつた
者によつて生計を維持している
者
二 その疾病又は負傷につきこの
法律の施行の際現に被保険者又
は被扶養者であつた者が家族療
養費の支給を受けている者
(標準報酬に関する経過措置)

3 この法律の施行の日前に被保險
者の資格を取得して、この法律の
施行の日まで引き続き被保險者の
資格を有する者(第二十條の規定
による被保險者の資格を有する者
を除く)のうち、昭和三十年六月
の標準報酬月額が三千円である者

の同年七月一日から同年九月三十
日までの標準報酬月額は、四千円
とし、その者の同期間の標準報酬
日額は、百三十円とする。

4 この法律の施行の日前に被保險
者の資格を取得して、この法律の
施行の日まで引き続き被保險者の
資格を有する者(第二十條の規定
による被保險者の資格を有する者
を除く)のうち、昭和三十年六月
の標準報酬月額が三万六千円であ
る者の同年七月一日から同年九月
三十日までの標準報酬に付いて
は、その者がこの法律の施行の日
に被保險者の資格を取得したもの
とみなして、改正後の第三條(同
條第六項を除く)の規定を適用す
る。

(資格喪失後の期間に係る保險給
付に関する経過措置)
5 この法律の施行の際現に改正前
の第五十五條(第五十七條第二
項、第五十九條ノ二第五項及び第
五十九條ノ五第三項において準用
する場合を含む)の規定により保
險給付を受けている者について
は、第五十五條の改正規定にかか
らず、なお従前の例による。
(保險料の徴収に関する経過措置)

6 昭和三十年六月以前の月に係る
保險料の徴収については、なお従
前の例による。

六月四日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、毒物及び劇物取締法の一部を改
正する法律案(予備審査のための
付託は五月十三日)

第七部 社会労働委員会會議録第十二号 昭和三十年六月七日【参議院】

一五

一、結核予防法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十七日）
六月四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、附添看護制度廃止反対に関する請願（第五一六号）（第五一七号）（第五一八号）（第五一九号）（第五二〇号）（第五二一号）（第五二二六号）（第五二七号）（第五三八号）（第五三九号）（第五四〇号）（第五五八号）（第五五九号）（第六〇〇号）（第六〇四号）（第六一五号）（第六一六号）（第六二二号）
- 一、未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願（第五二二二号）（第五四五号）（第六一三三号）
- 一、医療類似行為の絶滅に関する請願（第五二二三号）（第五二四号）（第五二五号）（第五五九号）
- 一、理容師美容師法改正等に関する請願（第五三二二号）（第五九八号）
- 一、クリーニング業法中一部改正に関する請願（第五二九号）（第五三〇号）（第五三三三号）（第五四一四号）（第五四二二号）（第五六一号）（第五七三三号）（第五七四号）（第五七七号）（第六〇八号）（第六一四号）
- 一、技能者養成機関経費の助成に関する請願（第五四三三号）
- 一、医療扶助審議会設置反対に関する請願（第五四四号）
- 一、戦傷病者戦没者遺族の処遇改善に関する請願（第五六〇号）
- 一、大分県国東半島を瀬戸内海国立公園に包含するの請願（第五七九号）

- 一、健康保険法改正反対等に関する請願（第五九一七号）
- 一、母子福祉総合法制等に関する請願（第五九六六号）
- 一、社会福祉関係予算増額等に関する請願（第六二七号）
- 第五一六号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六国立中野療養所内 御園生さく
紹介議員 東 隆君
- 厚生省では国立療養所の附添看護制度廃止の方針を進めようといふが、もしこれが実施されることになると、入院患者を苦境に陥れるばかりでなく、一家の支柱となつて老人、子供または病める夫を扶養している附添婦の生活は困窮をきわめることになるから、国立療養所の附添看護制度を従来通り存続せられたいとの請願。
- 第五一七号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 奈良市西大寺町吉田病院内 上野美耶
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五一八号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 新潟県柏崎市北角久味山 大岡之男外百五十二名
紹介議員 小林 孝平君

- この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五一九号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所内 林 ふじゑ
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五二〇号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 京都府久世郡城陽町国立京都療養所内 吉原 すが
紹介議員 竹中 勝男君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五二二二号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
（二通）
請願者 福岡県粕屋郡古賀町国立療養所福岡管内 山下花代外千六百一名
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五三六号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六国立中野療養所内 小野里良
紹介議員 上條 愛一君

- この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五三七七号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六国立中野療養所内 竹内貞子
紹介議員 田中 一君 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五三八号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 札幌市白川一、八一四国立北海道第二療養所内、谷口タカ子外二名
紹介議員 木下 源吾君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五三九号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 熊本県菊池郡西合志村国立療養所再春荘内 宮崎昇
紹介議員 内村 清次君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五四〇号 昭和三十年五月二十五日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
（二通）
請願者 静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所内 山本康男外六百五十五名

- この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五五八号 昭和三十年五月二十六日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 兵庫県有馬郡三輪町大原国立兵庫療養所内 赤松直哉外五百六十四名
紹介議員 山縣 勝見君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五八二二号 昭和三十年五月二十六日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六国立中野療養所内 平田君子
紹介議員 三木 治朗君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五八三三号 昭和三十年五月二十六日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 兵庫県有馬郡三輪町大原国立兵庫療養所内 樽本治三郎外五百六十三名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
- 第五九七号 昭和三十年五月二十七日受理
附添看護制度廃止反対に関する請願
（二通）

請願者 京都府久世郡城陽町国

立京都療養所内 横田

泰三外一名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六〇〇号 昭和三十年五月二十七日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 北海道旭川市花咲町七

国立療養所旭川病院

内 岩崎清作外二名

紹介議員 堀 未治君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六〇四号 昭和三十年五月二十七日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 青森県東津軽郡平内町

宇小豆沢 三浦オイチ

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六一五号 昭和三十年五月二十八日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町

国立療養所豊福園内

長谷川国子外千五百四十名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六一六号 昭和三十年五月二十八日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

(二通)

請願者 愛媛県温泉郡北吉井村

国立愛媛療養所内 宮

内孝夫外千五百二十二名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六二二号 昭和三十年五月三十日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 岩手県議会議員 内村

一三

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第五二二号 昭和三十年五月二十五日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町国

立福岡療養所内 西島

良介外四百三十四名

紹介議員 吉田 法晴君

終戦後既に十年を経過した今日、未だ

傷い軍人療養者は生活にあえぎながら

療養生活を余儀なくされていることは

まことに同情に堪えないから、未帰還

者留守家族等援護法による療養給付期

間を延長せられたい。なお疾病軍人療

養者のうち、内地・朝鮮・台湾におけ

る発病者に外地療養の復員者と同様の

傷病恩給を支給するとともに傷い軍人

の完全雇よりの措置を講ぜられたいと

の請願。

第五四五号 昭和三十年五月二十五日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願

請願者 愛知県知多郡大府町国

立愛知療養所内 河井

徹外三百二十四名

紹介議員 菊川 孝夫君

未帰還者留守家族等援護法により療養給付の適用を受けている元軍人および軍属のうち外地で発病した者に恩給もしくは傷病年金が支給され、同法による療養給付の併給も認められたが、発病が単に内地というところで恩給が認められない療養給付適用者の生活はまことに悲惨をきわめているから、未帰還者留守家族援護法による療養給付適用期間を三年延長するとともに、結核による障害一時年金を引き上げ、かつ療養給付適用者に対する不当な退所または通院の指示を撤廃して完全に治るまで療養できるより措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 愛知県知多郡大府町国

立愛知療養所内 河井

徹外三百二十四名

紹介議員 菊川 孝夫君

未帰還者留守家族等援護法により療養給付の適用を受けている元軍人および軍属のうち外地で発病した者に恩給もしくは傷病年金が支給され、同法による療養給付の併給も認められたが、発病が単に内地というところで恩給が認められない療養給付適用者の生活はまことに悲惨をきわめているから、未帰還者留守家族援護法による療養給付適用期間を三年延長するとともに、結核による障害一時年金を引き上げ、かつ療養給付適用者に対する不当な退所または通院の指示を撤廃して完全に治るまで療養できるより措置を講ぜられたいとの請願。

第六一三三号 昭和三十年五月二十八日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等の請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町

国立療養所豊福園内

西田義明外三百九十二名

紹介議員 矢嶋 三義君

未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用は本年末をもって打ち切られることになっているが、療養患者は、長期療養を必要とする上、家庭経済の苦しい現在、この負担を家族にかけることはできない実情にあるから、同法の療養給付期間をさらに延長せられたいとの請願。

第五二三三三号 昭和三十年五月二十五日受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 京都市左京区岡崎北御

所町五二 森本俊一郎

紹介議員 山本 経勝君 阿具 根 登君

厚生省は五月末国会に医業類似行為者の規制法案を提出される由であるが、これは昭和二十三年一月一日施行のあんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(法律第二百七十七号)第十九条に定めた規定を無視するものであるから、本法案に反対するとの請願。

第五二四号 昭和三十年五月二十五日受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 京都市中京区蛸薬師河

原町東入ル 滝川実

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第五二三三三号と同じである。

第五二五号 昭和三十年五月二十五日受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 京都市上京区千本通り

凡太町上ル南小山町八

紹介議員 阿具根 登君 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第五二三三三号と同じである。

第五五九号 昭和三十年五月二十六日受理

医業類似行為の絶滅に関する請願

請願者 京都市東山区大和路

五条上ル門脇町一八

紹介議員 中山 壽彦君

この請願の趣旨は、第五二三三三号と同じである。

第五三二一三三号 昭和三十年五月二十五日受理

理容師美容師法改正等に関する請願

請願者 香川県観音寺市観音寺

町甲三、〇二〇香川県

理容師会連合会内 太

田定男

紹介議員 森崎 隆君

最近理容業界においては、第三国人及び悪質企業家等の業界進出に端を発し、しばしば不当に低廉なる料金をもつて営業する者が現われ、これがため業界に不公正なる競争を激成し、業界の安定をおびやかすとき傾向がいちじるしく、これをそのまま放置することとは、理容業者の生活権をおびやかすばかりでなく、ひいては国民の保健衛生上にも影響するところが少なくないから、理容業安定のために、(一)公衆衛生並びに業者の生活と営業を保障するに足る公正料金の確立、(二)理容業安定に関する立法、(三)社会保障制度の実施、(四)現行理容師美容師法の改正等適切な施策を緊急に講ぜられたいとの請願。

第五九八号 昭和三十年五月二十七日受理

理容師美容師法改正等に関する請願

請願者 東京都葛飾区本立石

町二二八 平岩ナカ外

三百七十九名

紹介議員 重宗 雄三君

最近美容業界においては、しばしば不当に低廉なる料金をもつて営業する者が現われ、これがため業界に公正なる競争を激成し、業界の安定をおびやかすとき傾向がいちじるしく、これを

そのまま放置することは、美容業者の生活権をおびやかすばかりでなく、ひいては国民の保健衛生上にも影響するところが少なくないから、美容業安定のために、(一)現行理容師美容師法の改正、(二)美容業安定に関する立法、(三)公衆衛生並びに業者の生活と営業を保障するに足る公正料金の確立、(四)社会保障制度の実施等適切な施策を緊急に講ぜられたいとの請願。

第五二九号 昭和三十年五月二十五日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 山梨県甲府市境町二〇
山梨県クリーニング工業協同組合理事長 藤原忠義
紹介議員 廣瀬 久忠君

現行クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、当時(昭和二十五年五月一日)は占領軍の治政下にありいわゆるG・H・Qの制圧によりわが国クリーニング業の実態に即した立法構想が、曲されてドライクリーニング部門に重点をおいた現行法の制定をみたまふに至つて、この関係上、クリーニング業における指導並びに取締りの円滑化と的確化及び経営並びに技術の合理化に支障をきたしているから、本法第二条第二項中の「石油質」を「揮発性」に、同第四項中の「ドライクリーニング」を「クリーニング」に改めるとともに第三条第二項に「その他都道府県知事が定める衛生上必要

な措置の一号を加えること(この号に關しては附則に「法律施行の日から三年の期間を経過するまでは適用しない」の規定を設けること)等の改正を圖られたいとの請願。

第五三〇号 昭和三十年五月二十五日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 東京都板橋区板橋町四ノ一、四三三板橋クリーニング組合内 作井弥太郎外四名
紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五三五号 昭和三十年五月二十五日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂町五五 高橋清吉
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五四一号 昭和三十年五月二十五日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 山形市香澄町横町南一 一二山形クリーニング業協同組合理事長 今田長次郎
紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第五四二号 昭和三十年五月二十五日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 香川県高松市花園町一 二八一香川県クリーニング協同組合理事長 永平繁次外九十八名
紹介議員 森崎 隆君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五六一号 昭和三十年五月二十六日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区北畠東一ノ一三九大阪府第一区クリーニング連合組合内 国方義雄
紹介議員 左藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五七三三号 昭和三十年五月二十六日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 香川県坂出市大黒町阿部政吉外二十一名
紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五七四号 昭和三十年五月二十六日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 石川県金沢市栄町九二 石川県クリーニング協

同組合理事長 松本外次
紹介議員 井村 徳二君 中川幸平君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五七七号 昭和三十年五月二十六日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 島根県松江市殿町一二 一島根県洋洗商業協同組合内 荒木文三郎
紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五九九号 昭和三十年五月二十七日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒八ノ五二二目黒クリーニング組合内 眞壁榮外十一名
紹介議員 上林 忠次君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第六〇八号 昭和三十年五月二十八日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 高知市九反町三二二高知県クリーニング洗染協同組合理事長 城田政治
紹介議員 寺尾 豊君 入交太蔵君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第六一四号 昭和三十年五月二十八日受理
クリーニング業法中一部改正に関する請願
請願者 愛媛県松山市宮田町一〇七愛媛県ドライクリーニング協同組合理事長 鈴木林三郎
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五四三三三号 昭和三十年五月二十五日受理
技能者養成機関経費の助成に関する請願(二通)
請願者 宮城県仙台市土樋 高橋三男外二名
紹介議員 小笠原二三男君

昭和二十九年年度予算において技能者養成機関に対する助成費を全く削除したが、現下のわが国企業において製品品質の向上、合理的コスト引下げのためには技能水準の向上にまつものが多く、ことに中小企業におけるその比重は重大なものであるから、技能者養成機関に対する助成費として一億六千九百五十八千八百円を昭和三十年年度予算に計上せられたいとの請願。

第五四四号 昭和三十年五月二十五日受理
医療扶助審議会設置反対に関する請願
請願者 岡山県都窪郡早島町国立岡山療養所内 桑村 宏外二千一百一名
紹介議員 藤原 道子君

厚生省通達による医療扶助審議会設置は、事実上貧困なる生活保護患者の入院を拒み、又合理的に入院患者を退院させようとする無慈悲な通達であるから、医療扶助審議会設置を取り止められたいとの請願。

第五六〇号 昭和三十年五月二十六日受理
戦傷病者戦没者遺族の処遇改善に関する請願
請願者 長野県議会議長 黒岩市兵衛

紹介議員 池田宇右衛門君
戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定および恩給法の改正等によつて、これら関係者に対する国家処遇は改善されつつあるが、現今の情勢から考へて極めて不十分であり又他に比し不均衡な点があるから、(一)戦没者遺族の公務扶助料を一般公務員並に引き上げること、(二)公務死の範囲を拡大し援護の徹底を期すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五七九号 昭和三十年五月二十六日受理
大分県国東半島を瀬戸内海国立公園に包含するの請願
請願者 大分県西国東郡香々地大字夷八八〇 隈井吉孝

紹介議員 松原一彦君
今回瀬戸内海国立公園の地域拡大が計画せられ大分県国東半島一帯がその地域に包含されるものであるが、本地域内には有形無形の文化財多く、また大自然の景観は国定公園耶馬溪の比でなく雄大であり、特にこの地域に生息する「メラ鹿」は動物学的の貴重な資料

で、これだけでも国立公園の資格を具備するものと考えられるから、地元民の熱望を達成し文化の恩沢に浴くさせるためにもぜひ本地域を瀬戸内海国立公園に包含するよう取り計られたいとの請願。

第五九一号 昭和三十年五月二十六日受理
健康保険法改正反対等に関する請願
請願者 宮城県塩釜市市立病院内 鈴木茂外七十八名

紹介議員 藤原道子君
政府は、健康保険の赤字対策の一環として、現行保険法を改正し、診療費一部自己負担、入院食費自己負担、保険料増額等の措置をとらうとしているが、これは、今後益々社会保障の充実を望む国民の希求に反するものであるから、現健康保険法の改正を阻止し、併せて将来の社会保障の充実を図られたいとの請願。

第五九六号 昭和三十年五月二十七日受理
母子福祉総合法制定等に関する請願(二通)
請願者 広島県呉市二河町一、二三八 岸田静子外六名

紹介議員 山下義信君
母子福祉資金の貸付等に関する法律の制定により、七種類の貸付と母子相談員の設置その他公共施設内に売店を設置する場合の優先許可等について多くの未亡人がこの援護を受けるようになったのであるが、母子家庭は特別事情にある関係上、母子援護はこれだけではまだ不十分であるから、母子に取つて最も負担の大きい医療に関する問題、援産、援職の問題等を解決するため、すみやかに母子福祉総合法を制定せられたいとの請願。

第六二七号 昭和三十年五月三十日受理
社会福祉関係予算増額等に関する請願
請願者 盛岡市内丸不來方町岩手県社会福祉協議会内 南部利英

紹介議員 川村松助君
国民生活の安定をはかり社会的不安を除くことは政府に課せられた責任であるとともに国民の希求するところであるにもかかわらず、今回政府提出の社会福祉関係予算中に減額または削除されたものがあることはまことに遺憾であり、国民が新しい政治へ期待し、又各政党が公約したことも反しているから、(一)世帯更生貸付資金補助を二億円に増額すること、(二)児童福祉費特に保育所設置費の増額ならびに季節保育所設置費補助費を復活すること、(三)民間社会福祉事業施設整備補助金を復活すること、(四)身体障害者更生資金貸付費を復活すること等について格段に努力せられたいとの請願。

六月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(山下義信君外一名発議)
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務」を「昭和十六年七月七日以後、事変地又は戦地における勤務」に、同条第二項中「戦地」を「事変地又は戦地」に改める。

第四條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は疾病にかつたときは」とは「又は疾病にかつた場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかつたものと同視することを相当と認めたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 軍人軍属が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかつた場合において、公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかつたことが明らかでないときは、第二十三條第一項第一号及び第三十四條第一項の規定の適用については、援護審議会の議決により、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。ただし、戦地における在職期間内若しくは戦地における在職期間に引き続く昭和二十年九月二日以後の海外における在職期間内又はこれらの期間の経過後一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする)以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第四條に次の一項を加える。
5 第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。
第二十三條第一項に次の一号を加える。

三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍属又は軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表の二に定める程度の不具廢疾の状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廢疾となつた者及び当該不具廢疾となつた日において日本の国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く)の遺族
第二十三條第二項中「軍属又は軍属であつた者」の下に「(第二項の規定により軍属とみなされる者を含む)を加え、前項第一号を「第一項第一号又は第三号、第二項及び第五項」に改め、同項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。
2 前項第一号の規定の適用については、次の各号の一に該当する者で第二條第一項第二号又は第三号に該当しないものは、軍属とみなし、その者のそれぞれ各号に規定する負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

一 旧国家総動員法(旧南洋群島における国家総動員員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州国家総動員員令を含む。以下同じ)に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をせられた者について、徴用又は協力に係る令書又は通知を受けた日から徴用又は協力を解

除された日までの期間内に戦闘又は作戦行動に關連する業務に従事中に生じた業務上の負傷又は疾病

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定國民義勇隊組織に關する件に基いて組織された國民義勇隊の隊員となつた者を含む。）について、その者の当該戦闘に参加した期間（國民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘に基く負傷又は疾病

三 もとの陸軍又は海軍の要請に基いてその作戦行動に關連する業務に従事した者で前各号に該當しないものについて、その者の第三条第二項に規定する事変地又は戦地における当該業務に従事した期間内における業務上の負傷又は疾病

四 もとの陸軍又は海軍所屬の病院に勤務し傷病者の救護の業務に従事した者について、その者の当該勤務の期間内における業務上の負傷又は疾病

五 第一項第一号の規定の適用については、前項第一号、第三号若しくは第四号に規定する業務のため第三條第二項に規定する事変地若しくは戦地に赴いた者又は第三條第二項に規定する事変地若しくは戦地において前項第二号に規定する戦闘に参加した者が、昭和二十年一月一日以後において当該業務に従事し又は戦闘に参加して、引き

続き海外にある期間内に自己の責に歸することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同視することを相当と認めたときは、在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

第二十六條第一項中「二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは、二万五千二百円）」を「三万八千三百五十円」に改める。

第二十七條第一項中「第二十三條第二項第二号及び第三号」に、同条第二項中「死亡した者が死亡の當時受けるべき障害年金を」死亡した者の死亡の當時における不具廢疾の程度に應ずる障害年金」に改める。

第三十二條第三項を次のように改める。

三 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六條第一項又は第二十七條の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族年金が第二十三條第一項第一号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合には、第二十六條第一項の規定により算出した額から五千円を控除した額

二 その遺族年金が第二十三條第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合（第二十七條第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七條第一項の規定により算出した額から三千円を控除した額

三 その遺族年金が第二十三條第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七條第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同条第一項の

規定により算出した額に対する割合を三千円に乘じて得た額を控除した額

第三十四條第一項中「（軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間）を削り、同条第六項中「第二項」を「第六項」に、「第一項、第三項及び前項の場合に準用する」を「弔慰金の支給について準用する。ただし、第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の適用による場合は、この限りでない。」に改め、同項を第九項とし、同条第五項を第八項とし、同条第二項から第四項までを次のように改める。

二 前項の規定の適用については、軍人軍属の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病（弔慰金の支給につき公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。）でないものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

ただし、旧恩給法の特例に關する件第一条に規定する軍人又は準軍人については、その者が在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七條に規定するもとの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。）内又はその経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、それ以外の軍人軍属については、その者が第三條第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に關する勤務を解かれた日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつた者については、復員又は帰還の日）から

一年（厚生大臣の指定する疾病については三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

一 昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に關する勤務（政令で定める勤務を除く。旧恩給法の特例に關する件第一条に規定する軍人又は準軍人以外の軍人軍属にあつては第三條第二項に規定する事変地又は戦地におけるものに限る。）に關連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員又は帰還するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

三 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に關する件第一条に規定する内閣總理大臣の定める者は、軍属とみなす。ただし、その者の遺族がその者の死亡に關し、恩給法第七十五條第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を取得した場合は、この限りでない。

四 第一項の規定の適用については、次の各号の一に該當する者で、第二條第一項第二号又は第三号に該當しないものは、軍属とみなし、その者のそれぞれ各号に規定する負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

一 旧國家總動員法に基いて徴用され、又は總動員業務につき協

力をさせられた者について、徴用又は協力に係る令書又は通知を受けた日から徴用又は協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷又は疾病

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）について、その者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘に基く負傷又は疾病

三 もとの陸軍又は海軍の要請に基いてその作戦行動に関連する業務に従事した者で前各号に該当しないものについて、その者の第三条第二項に規定する事変地又は戦地における当該業務に従事した期間内における業務上の負傷又は疾病

四 もとの陸軍又は海軍所屬の病院に勤務し傷病者の救護の業務に従事した者について、その者の当該勤務の期間内における業務上の負傷又は疾病

5 第一項の規定の適用については、前項第一号、第三号若しくは第四号に規定する業務のため第三条第二項に規定する事変地若しくは戦地に赴いた者又は第三条第二項に規定する事変地若しくは戦地において前項第二号に規定する戦闘に参加した者が、昭和二十年一月一日以後において当該業務に従

事し、又は戦闘に参加して、引き続き海外にある期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかつた場合において、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかつたものと同視することを相当と認めたときは、在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。

6 第一項の規定の適用については、前項の規定に該当する場合のほか、旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

7 第四項各号の規定の適用については、同項各号に規定する者が、昭和十六年十二月八日以後第四条第五項に規定する戦地において、第四項各号に規定する期間内に負傷し、又は疾病にかつた場合において、業務上以外の事由により又は戦闘に基かないで負傷し、又は疾病にかつたことが明らかでないときは、援護審査会の議決により、業務上又は戦闘に基いて負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。ただし、第四条第五項に規定する戦地における第四項各号に規定する期間内若しくは第五項に規定する海外にある期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、

三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。
第三十五条第一項中「及び兄弟姉妹」と、兄弟姉妹及びこれらの者以外の親族（死亡した者の祭祀を主宰する者に限る。）に改める。
第三十六条第一項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる者以外の親族（死亡した者の祭祀を主宰する者に限る。）

第三十七条第一項中「第三十四条第三項から第五項までの規定により支給する弔慰金にあつては、一人につき三万円」を削る。
第三十八条の二中「第三項又は第四項の規定」を第三項、第四項又は第六項の規定に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。
2 改正後の第二十三条の規定を適用する場合には、同条第一項第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、第二條第一項第二号に掲げる者であつて公務上の負傷又は疾病が昭和十六年十二月八日前に生じたものの遺族については「昭和三十年十月一日」と、同条同項第三号に掲げる者の遺族については「昭和二十八年四月一日」とする。

3 この法律による第三條又は第二十三條の規定の改正により、その負傷、疾病又は死亡が障害年金、障害一時金又は遺族年金の支給の事由とされるに至つた者又はその遺族及び改正後の第四條第二項の規定においてその死亡が遺族年金

の支給の事由とされるに至つた者の遺族に關し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七條第一項及び第二項、第二十五條第一項並びに第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは昭和三十年十月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは昭和三十年十月二日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十年十月」とする。

4 軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正後の第二十三條第二項の規定により軍属とみなされる者及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）以下「法律第百八十一号」といふ。）附則第二十項に規定する日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者を含む。）の遺族のうち、それぞれ次の各号に規定する期間内に、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。）以下次項において同じ。）し、又は養子となつたことにより、第二十九條（附則第二十項及び法律第百八十一号附則第二十項の規定により準用する場合を含む。）の規定により遺族年金の支給を受けることができる者又は第三十一條（附則第十二項及び

法律第百八十一号附則第二十項の規定により準用する場合を含む。）以下次項において同じ。）の規定により遺族年金の支給を受ける権利を失つた者で、この法律の施行の日において配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のないものとなり、また、同条第五号又は第六号に規定する養子でなくなつてゐるものは、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得する。

一 第三條若しくは第二十三條の規定の改正により、又は改正の第四條第二項の規定若しくは附則第十二項の規定において、その死亡が遺族年金支給の事由とされるに至つた者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日からこの法律の公布の日（前日）までの期間
二 第二條第一項第三号に掲げる者若しくは同号に掲げる者であつたものの遺族又は日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日から昭和二十八年八月六日までの期間

三 前各号に掲げる者以外の軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族にあつては、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの期間
四 次の各号の一に該当する者は、前項の規定にかかわらず、遺族年金を受ける権利を取得しない。
一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により

5 前項の規定にかかわらず、遺族年金を受ける権利を取得しない。
一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により

死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 婚姻し、若しくは養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第三号までのいずれかに該当し、又は婚姻し、若しくは養子となつたこと以外の事由により同条第四号に該当した者

6 第四項の遺族年金は、昭和三十年十月分から支給する。

7 第三条若しくは第三十四条の規定の改正により、又は改正後の第四項第二項の規定において、その死亡が弔慰金支給の事由とされるに至つた者の遺族に關し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年四月一日」と、第三十六條第一項第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第三十八條第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」とする。

8 この法律の施行前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正前の第三十四條第三項又は第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。）に關し、改正前の第三十五條及び第三十六條の規定により弔慰金の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰金を受けるべき遺族の順位については、第三十五條及び第

三十六條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に改正前の第三十四條第三項から第五項までの規定に該当する事由に基き規定された弔慰金については、その額を改正後の第三十七條に規定する金額に改定し、その増額分について別に同条に規定する国債を交付するものとし、その発行の日は、昭和三十年十月一日とする。

10 この法律の施行前に発生した改正前の第三十四條第三項から第五項までの規定に該当する事由に基き、この法律の施行後規定される弔慰金は、三万円と二万円とに区分して、第三十七條に規定する国債を交付するものとし、うち二万円に係る国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とする。

11 改正後の第四條第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなされる者の遺族に對し、この法律の施行前に、改正前の第三十四條第二項の規定の適用により弔慰金を支給していた場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第三十五條の二の規定の適用については、当該弔慰金は、改正前の第三十四條第二項の規定の適用によらないで支給したものとみなす。

12 軍人軍属（改正後の第三十四條第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）以下この項において同じ。）又は軍人軍属であつた者が、今次の終戦に關連する非常事態にあたり、軍人軍属たる特別の

事情に關連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金に關する規定を準用する。

13 前項に規定する者の死亡に關し、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第三十五條の三第一項の規定により扶助料の額が改定され、又はその者の遺族が同項に規定する扶助料を受ける権利を取得する場合においては、前項の遺族年金は、支給しない。

14 附則第十二項の遺族に關し戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」と、第二十九條第二号、第三十六條第一項第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十年九月三十日」と、第三十條第一項中「昭和二十八年四月」とあるのは「昭和三十年十月」と、第二十五條第一項及び第三十八條第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」と読み替へるものとする。

15 障害年金又は遺族年金の支給事由と同一の事由により旧令による共済組合からの年金受給者のため

の特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利を有する者がある場合においては、特別措置法の規定による年金の支給を受けることができる期間、当該障害年金又は遺族年金は、支給しない。ただし、障害年金については、その額が同一の事由により支給される特別措置法の規定による年金の額をこえる場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

16 前項の規定は、この法律の施行の際現に障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、適用しない。

17 第二十六條の規定の改正による遺族年金の額の改定及び附則第九項の規定による弔慰金の額の改定は、厚生大臣が、受給者の請求を待たずに行う。